

特 211

251

NOUVEAUX COURS DES RELIGIONS JAPONAISES

新 義 真 言 宗 概 觀

平 澤 照 尊



東 方 大 學 院



始



特211
251

新義眞言宗史概觀

平澤照尊

目次

第一章 總論	一
第一節 起源及沿革	一
第二節 教學の開展及概況	八
第二章 太祖覺鑊上人	三三
第一節 上人の出生と其時代	三三
第二節 野山の衰廢	四五
第三節 傳法密嚴兩院の建立	一九
第四節 傳法會の復興	三三
第五節 兩座主職としての上人	三五
第六節 上人の高野下山	三〇
第七節 上人の入滅	三三
第三章 根來の法城	三六
第一節 根來寺の草創と其隆盛	三六
第二節 兩院の根來移轉	四〇

- 第三節 瑜公と憲公……………四三
- 第四節 根嶺歴代の學匠……………四七
- 第五節 天正の兵燹……………五三
- 第六節 根嶺の義學……………五五
- 第四章 智 豊 兩 山……………六三
- 第一節 兩山分立の基因……………六三
- 第二節 兩能化高野山上の苦難……………六三
- 第三節 兩山中興の祖……………六五
- 第四節 兩山創業時代……………六六
- 第五節 兩山興起時代……………七五
- 第六節 兩山隆盛時代……………八四
- 第七節 兩山教學の變遷時代……………九二
- 第八節 維新後の兩山……………九七

新義眞言宗史概観

智山派 豊山派

平 澤 照 尊

第一章 總 論

第一節 起原及沿革

眞言宗は弘法大師に依つて始めて我が日本の國に傳へられた宗門であるが、後、興教大師の出づるに迫んで端なくも分派の因を生じ、終に新義古義の兩派に分立して今日に至つたのである、其間或は合して一宗一長者制を取り或は離れて十派十管長を置いたこともあるが、先年高野御室嵯峨の三派が合同して古義眞言宗を樹立してからは、古義派は古義眞言宗、眞言宗東寺派、同 醍醐派、同 山階派、同 小野派、同 泉涌寺派の六派となり、新義派は新義眞言宗智山派、同 豊山派の二派、即ち新古合して八派に分れてゐるのである。

眞言宗又は古義眞言宗に就ては別に執筆者もあるさうであるから私は唯、新義眞言宗に就てのみ些さか其起原及發達道程を略叙して見たいと思ふのである。

抑も單なる眞言宗の下から何故に新義眞言宗が別立したかと云ふに、弘法大師の入定後約三百年即ち平安朝末期に

當つて肥前藤津莊に一偉人が降誕せられた、即ち後年新義眞言宗の太祖と仰がる、興教大師覺鑿上人その人である、上人は幼にして密門の法器となり秘密眞言教の淵奥を究め道價頗る高かつたので、深く鳥羽上皇の叔信を受け、御願として高野山上に傳法密嚴の兩院を創建し、密嚴院は専ら修禪觀法の道場に充て、大傳法院にては春秋二季に傳法大會を營みて當時漸く衰運に傾きつゝあつた野山義學の復興に専念されたので學徒忽ちに雲集し、聲望全山を壓するの概があつた。

斯くて高野山上に於ける上人の學徳は、大傳法院の隆昌に趣くと俱に、ます／＼其光彩を發揮されたのであつたが、凡そ物盛んならむとする時には嫉妬妬雨之を妨ぐるが如く、上人が畢世の功業も遂に金剛峰寺方僧徒の嫉む所となりて、爾來金剛峰寺方對大傳法院方僧徒の間にしば／＼忌まはしき紛争を惹起するに及び、上人は泣く／＼積年の宿志を捨て萬斛の血涙を呑むで決然として高祖の靈跡を去るの止むなきに至つたのである。即ち保延六年十二月八日上人は大傳法院に屬せる數百の清衆と共に二十年間住み馴れし高野の靈山を下り、岩出の庄根來山の仙境に其身を移し給ふたのであつた。

其の後、鳥羽上皇は數度院宣を賜はりて高野に歸るべき旨をお諭しにられたが、上人は「彼の山に在らば一味の法界に我他彼此の別執を抱かむことを恐る」とて固く辭して肯はず、終に居を根來の地に定めて新興密教の大道場を建設するの基を開かれたのである。

顧みれば此の根來移轉の日こそ正しく根來山末徒が永遠に高野の羈絆を脱したるの日であり、又た同時に後年新義眞言宗の獨立を宣言すべく第一步を印したるの日であつたのである。

史を按ずるに根來の地は役行者經行の靈蹟にして密教有縁の聖地である、乃ち大治元年平爲里が傳法供料として石手の莊を上人に寄進せらるゝや、上人は莊内根來に一祠を造立して日本國中小神祇一千餘座を勸請し、其傍に神宮寺を建て、門流の鎮護となし給ふた、是れ即ち太祖上人の深慮に出づるものであつて根來山大傳法院の基礎は此時既に開創せられたものである。

其後學頭兼海座主神覺等は、野山傳法院の空しく破滅せんことを憂ひつゝあつたが、康治以來屢々歸住の院宣あり、且つ上人滅後四年に至つて更に第五度の院宣を賜はつたので、漸く金剛峰寺方との和議を整ひ、茲に根來の淨侶は再び高野山上の舊院に戻りて春秋二季の大傳法會を啓行することゝなつた、然るに寺方院方兩衆徒の感情は依然として融和せず、事毎に軋轢を生じて紛争の絶ゆる間なく、遂に仁安三年の裳切騒動、承安五年の所謂承安の變、貞永元年の寺院座席の争、仁治三年及寶治二年の大傳法院燒打、弘安七年の大湯屋建立の争等相次いで惹起され、高野山頂往々にして血腥き修羅の巷と化し、醜狀見るに忍びざるものがあつたので、大傳法院方にては頼瑜學頭の時に至り、終に意を決して「一山寺院の共住は是れ禍亂の基なり」となし、正應元年三月座主道隆僧正と相謀りて直に上奏に及び、傳法、密嚴の兩院及諸堂宇の基跡を悉く根來山に移し、高野山上永く其跡を絶つに至つたのである。

而して此の抜本的大移轉は、實に上人滅後百四十年のことにて、此時には既に頼瑜和尚に依つて所謂新義の法門なる加持身說法の義が大成せられ、最早教義的にも別立せらるべき時であつたのである、故に此時より根嶺一派を新義派と稱するに至つた。

爾來根來山は新義學徒修練の根本道場として學侶四方より蟬集し、其間學徳兼備の名匠相次いで輩出し、天正の頃

には智積、妙音、十輪等の各院を首として一山の僧坊二千七百を算し、寺領七十萬石を有して、實に隆盛の極に達したるの觀があつた、然るに世は恰かも建武以來亂世の餘波を受け、地方豪族の跋扈跳梁する者尠ならず、乃ち多くの莊園寺領を有する大山名刹にては各々僧兵を蓄へて劫掠に備へ以て寺域守護の任に當らしめたのである。

根來山も亦た行人なる者を置きて、寺領の境界を檢し貢賦出納等の諸役を司り、専ら學侶の衛護に任せしめたのであつた、所謂根來法師として武名を轟かした僧兵とは此の行人の一團を指したものである。

斯くて諸寺の僧兵漸く其暴威を逞しうするの時、豊臣秀吉天下を經略せんとして兵を起し先づ根來に向ひ、木食應其を勸降使として歸順を勧めしめたが、專識坊、關伽井坊の徒力を持みて之に抗し、却つて應其の宿所を襲撃して之を殺さんとしたので、忽ち秀吉の激怒を買ひ兵舟一過須臾にしてさしも偉觀を極めし根來山は血を以て汚され火を以て焚かれ、堂塔伽藍は概ね烏有に歸し學侶行人は悉く離散して、太祖上人以來四百四十餘年、輪奐の美結構の壯を以て南海の一隅に誇りし根來山も、あはれ廢滅の悲運に陥つたのであつた、所謂天正の兵燹である。

此の不慮の災禍に襲はれた根來山の學徒は實に悲惨なものであつた、即ち智積院玄宥、小池坊專譽の兩能化は各々其の學徒を率ひて難を高野に避け、相議して再び野山に新義の法幢を樹立せんとしたが、金剛峰寺衆徒の拒む所となつて果さず、空しく山を下られたのであつた。

のぼり行く高野の山を出でしより

天が下には宿り家もなし

悄然として高野山を去つた兩能化は、しばし各所に流寓して言ひ知れぬ慘苦を嘗められたことであらう。

玄宥能化は暫時諸所流寓の後、居を洛北に定めて法幢を樹てたが、次いで徳川家康の庇護を受け洛東豊國の梵宇を賜はり、之を五百佛山根來寺智積院と號し、以て根來智積院を再興し茲に智山派百年の基礎を確立せられたのである。(現在智積院の地域は元和元年第三世日譽能化の時家康公の賜ふ所である)。

專譽能化は其後一時泉州國分寺に僑居せられたのであつたが、偶々和州大守豊臣秀長の知遇を受け、大和長谷寺に住し、此處に教筵を張りて豊山流永遠の法城を築かれたのである。

翻つて思ふに太祖興教大師、根基を一乘山に定め給ひてより、新義眞言の教風年を逐ふて勃興し、根嶺一味の法水遠く末流を貫きて長へに滄るべからざるに、天正の兵燹に遭ふて端なくも一源二流に分れ智豊兩山南北に對立し、終に智豊兩派を形成するに至りたるは、蓋し千秋の恨事ではあるまいか。

さあれ智豊兩山は、徳川氏が政權を握るに及んで益々其恩寵に浴し、家康を始め累代の將軍いづれも兩山の興隆に力を添へられ、或は法度を下し或は寺領を増し或は堂舎の建立を翼賛する等、格段の庇護を加へられたるを以て、智豊兩山は漸く黄金時代を現出し、兩山の教學は正に一世を壓倒し、隨つて顯密二教研學の中心をなすの觀があつた。

前述の如く智豊兩山が關西に於て學山の盛名を擅まゝにしつゝある間に、關東方面に於てはまた新義眞言の教權を更により強大ならしむるものがあつた。

何故かは知らず、徳川氏が特に新義眞言を保護すること頗る厚かつた爲に、曩きに根來沒落に際して四方に離散した學侶は風を望むで關東地方に四來し、所謂新義の龍象は多く江戸に集つたものと見える、即ち慶長十五年には江戸の知足院、圓福寺、彌勒寺、眞福寺の四箇寺を關東の觸頭に任じ、主として關東に於ける新義末寺院を統轄せしめた

るが如き其一である。

恰かも五代將軍の頃、護持院隆光と稱する一代の傑僧があつた、初め知足院に住するや、將軍綱吉の歸依殊に篤く、知足院を神田橋外に移して護持院と改め將軍の祈願寺となし、隆光を大僧正に任じ且つ新義真言の總統職たる僧録司に補する等、寵遇に及ぶなく權勢も亦た並びなき程であつた、更に綱吉將軍は常に觀世音に祈りて靈驗ありとの稱ある亮賢僧正の爲に、大塚に護國寺を建立して之に住せしめ、隆光僧正の護持院と殆んど同格に優遇せられ、其封祿の如きも兩者次第に加増せられて、護持院は千五百石、護國寺は千二百石の高祿を領有するに至つたのである。

今之を當時猶ほ僅かに五百石に過ぎざりし智豐兩山に比すれば、如何に此の二ヶ寺が徳川氏に寵遇せられたかを察するに餘りあるであらう。

されど護持院は享保二年所謂振袖火事に類焼して復び立たず、即ち元祿元年より三十年にして護國寺に合併せられ、又た新義真言僧祿司の權も元祿八年より二十三年にして停廢せらるゝに至つたのである。

上來略述せるが如く、根來兵變後の新義真言宗は、關西に在りては各々其根本道場たる智豐兩山に於て法幢を翻へし、關東に在りては護持護國の兩寺を中心として教權を張り、東西相呼應して新義の教勢を振起しつゝ在つたのである。

降つて明治維新の世となるや、明治五年政府は従前の僧位僧官を廢して教部省を設け神官僧侶を監督し、次いで神佛各教宗派には管長を置くべしとの令を發するに至りたるを以て、我が真言宗にしては東寺高野兩山を古義真言の總本山とし、智豐兩山を新義真言の總本山として、是等總本山の住職が輪番にて真言宗管長職を勤むることとし、所謂

新古合同制を取つたのであつたが、各本山中には猶ほ甚だ快からずとなす者もありて多少の波瀾を免かれなかつたので、明治十二年には舉宗一致の大會議を起して根本的に真言宗を改革し、高祖大師の御遺告に基き、京都の東寺を一宗の總本山となし、法務所を東寺に置いて一宗の事務を總攬することとした、越えて十八年一宗大會議を東京に於て開くに當り茲に多年鬱結せる新古分離の主張となり、終に新義派々號の公稱を承認せらるゝに至り、智豐兩山は更に新義一派の大會議を開いて、根來山大傳法院座主を以て一派の總主宰者となし、且つ智豐兩山の交衆を廢して根來山交衆に改めたのである、即ち根領歸一の政策を行つたのである。

斯くて兎に角にも一宗一管長の下に統治されつゝあつた新古各派は、其の實力の權衡上何時まで以大補小して各派各本山の協調を保つて行くことが出来やう、果然明治三十二年に至り再び一宗大會議を開いて各大本山の獨立を決議し、翌三十三年八月古義派は高野御室大覺寺東寺醍醐山階小野泉涌寺の八派となり、新義派は新義真言宗智山派、同豊山派の二派となり、新古十派十管長を置いて各自其宗派を統轄することとなつたのである、其後大正十五年の春高野御室大覺寺の三派は合同して古義真言宗となつたから、現在に於ては古義派は六派となつてゐる。

余は從來しばしば新義真言宗なる名稱を用ゐたが、智豐兩派が政府の認可を得て、新義真言宗なる宗名を公稱するに至つたのは、實に明治三十三年八月九日である、其れ以前は眞言宗新義派と稱して居つたのであるから念の爲に茲に附記して置く。

第二節 教學の開展及概況

八

平安朝時代に勃興した眞言密教は、上 皇室の尊信を受くること極めて厚く、随つて上流社會を中心として傳播し所謂貴族佛教として其勢力を擅まゝにせるの觀があつた、されば此時代に於ける眞言教徒は専ら加持祈禱等の修法的方面即ち事相の練達に重きを置き、やゝ教相義學の研究を忽緒に附せるの傾向ありしは、蓋し止むを得ざる趨勢であつたらう。

我が新義眞言宗の開祖覺鑊上人は、斯かる時代の末期に生れて眞言秘密乘の法器となられたのであるから、また自ら古來の傳統的宗風に甘んずることが出来なかつた、乃ち其學業漸く熟するに及んで高野山上に傳法大會を創始し、大に事教二相の興隆を圖り、一面諸法流の奧義を究めて事相の精髓を探り、他面教義の蘊奧を叩いて教相の秘趣を索め所謂教相の華事相の實兩々相須つて眞言秘密教の面目を發揮せんと企てられたのである、爾來教相の研究漸く高野山上に擡頭し、金剛峰寺方及大傳法院方より相競ふて多くの學匠を輩出するに至つた、即ち金剛峰寺方よりは法性、道範、明範等の英哲を出し、大傳法院方よりは眞譽、教尋、信慧等の巨匠を首として兼海、融源、俊晴、會慶、觀心、忠俊等の諸法將を出すに至つて、大傳法院方は優に金剛峰寺方を凌駕するの勢を示したのである、斯くて蘭菊美を競ひつゝ歲月を閱すること一百餘年、賴瑜和尚の出づるに及んで新義派の義學は大成せられたのであつた。

後年賴瑜和尚が傳法密嚴兩院の基跡を根來に移したことは前段既に述べた所であるが、其の主因の一は寺方と院方とは到底その學風に於て相容れざるものがあつたからであると思はれる。

抑も新義の法門なる加持身說法とは、大日如來の當體なる本地身に於て說法ありや否やとの教主論に對して、根嶺の一派は本地身の位は無說法にして加持身の位に於て初めて說法ありとの義を首唱せるを云ふのである、されば從來の本地身說法を固執せる高野山の學風とは全く相容れず、茲に端なくも新義古義の別を生じ、一は之を本地身說法又は本地説と云ひ、一は之を加持身說法又は加持説と稱し、爾來新古の兩派互に義鼓を鳴らして今日に迫んでゐるのである。

さて賴瑜和尚に依て創設せられたる新義の學説は瑜公歿後聖憲和尚出で、之を繼承し大に潤色して更に一層完璧ならしめたので、古來瑜公憲公と並び稱せられて末學崇敬の的となつてゐる、上述の如く覺鑊上人が高野山上に大傳法會を開始されてよりは、眞言教學の勃興は高野根來の兩山のみ止まらず、京都の東寺に於ても盛んに講究せらるゝに至り、所謂教相義學の發達時代を現出したのであつた、即ち高野山にては法性、道範以來ますゝ發達して終に宥快、長覺兩師の如き著名なる學匠を出し、東寺にては所謂東寺の三寶と稱せらるゝ賴寶、果寶、賢寶等の法將相次いで出で、就中高野の宥快東寺の果寶根嶺の賴瑜の三師最も秀でたりしを以て、世に之を眞言教相の三巨匠と稱し末代まで其名を耀かしつゝあるのである。

斯くて吉野時代の初期に當つては、高野、東寺、根來の三山三方に鼎立して各々義學を盛んならしめ、眞言教相の聲價を高からしめつゝあつたが、室町時代以後は漸く衰微して前述の巨匠に比肩し得べき學匠を見ず、頗る沈滞して居つたやうである、其後織田氏を経て豊臣氏時代に移らむとする頃、根來十輪院に道瑜和尚あり學徳一世に高く終に推されて根來山學頭の職に登つた、然るに根來學徒には客衆又は客方と稱して諸國より來往する者と、常住衆と呼ん

で常に在山する者とありて相對立しつゝありたる爲、常住衆は道瑜和尚が客方より推されて學頭となつたのを慍からず思ひ、更に妙音院の頼譽和尚を擧げて學頭職に就かした、茲に於て一山に兩學頭を置くの奇觀を呈し、十輪院は客衆の學侶を率ゐ、妙音院は常住衆の學徒を督して兩派隔執を結ぶに至つたのである。

されば其後やうやく一學頭に復歸したのであつたが、天正の頃智積院日秀の下に玄宥和尚あり、妙音院頼玄の下に專譽和尚あり、二個の俊傑時を同じうして出で聲望俱に高く相伯仲の間に在つたので、天正十二年妙音院頼玄學頭を辭し專譽和尚其後を襲ふて學頭たるに及び、客衆は玄宥和尚を仰いで同じく學頭たらしめたため、茲に再び兩學頭を見るに至り一山全く兩分せられ、端なくも智豐兩山對立の端緒を開くに至つたのである。

此事のありたる翌十三年は所謂天正の兵燹であつて、根來山は滅亡し學徒は離散したる爲め、專譽和尚は大和長谷寺に據りて法幢を樹て、玄宥和尚は京都に智積院を復興して教線を張るに至つたことは、前段既に縷述の通りである。

顧みれば鎌倉時代（文治二年——元弘三年）以後、室町時代（延元二年——天正元年）安土桃山時代（天正元年——慶長八年）の前後を通じて徳川幕府の初世に至る迄は、全く是れ兵亂の世にして上下交もく武事に勵しみ文事は自ら閑却されて、實に驚くべき文教の衰廢を見るに至つたのである、されば徳川幕府は其政策として一面には大に佛教の振興を圖り専ら保護を加へしと同時に、他面には嚴密なる制度を設けて僧徒の埒外に逸出するを防止したのであつた、即ち徳川幕府が慶長及元和年間に於て諸寺に下したる法度の數は實に三十餘度の多きに及び、如何に其の嚴重なりしかを察知するに餘りあるものがあるのである、要するに寺院法度の主眼とする所は、戰國時代以來諸寺の僧徒中には往々自己の本分を忘れて干戈を弄し甚だ殺伐の風ありしを以て、大に之を矯正すると共に學問修業の途を策勵せ

んとせられたのである。

一例を擧ぐれば慶長十八年四月十日、智積院に下したる法度中には

一、爲學問住山之所化 不滿二十年者、不可執法幢事

一、所化衆不用能化之命、非法有之者、可追放寺中事

とあり、其他元和元年の眞言宗諸法度等には頗る峻烈なものがあつたのである、斯くの如くにして徳川幕府はしばしば諸法度を下して諸寺の僧徒を鞭撻督勵せられたので、智豐兩山に於ても教相義學の講究漸次に旺盛となり、幾多の學匠踵を接して輩出するに至つた。

されば徳川時代に於て最も矚目せられたるは我が新義眞言宗にして、智豐兩山は互に鎬を削りて宗學の奥を探り幽を聞き、更に廣く顯教の二教に亘りて研鑽講究の鋒を磨いて居つたのである、此間に在りて古義事相の本山と稱する仁和寺、大覺寺、三寶院、勸修寺等の諸門跡寺院は、いづれも舊來の官位門地を擁して權勢を張り、又た能く古來の法流を傳承し來つてはゐるが、教相方面の攻究は一向に行はれたることなく、古義派に在りては只僅かに高野東寺の兩山に於てのみ些さか其餘喘を保つて居つたに過ぎないやうである、翻て智豐兩山興學の情勢を観るに、智山は第四世元壽より第五世隆長第六世宥貞を経て第七世泊如運徹和尚の時に至り、盛名一世に冠たるの概あり、豐山は第八世快壽より二代を経て第十一世亮汰僧正の代に及びて學風大に振ひ、其後智山には信盛、宥鏗、豐山には尊如、卓玄等の諸豪相次いで出で、智豐兩山の教學は正に元祿を中心として發達し、俱に學山の名を擯まゝにするに至つたのである。

願れば元祿の時代は實に徳川幕府の黄金時代と謂ふべく、學問工藝より音樂技術に至るまで殆んど其の頂點に達し

教界もまた社會の風尚に促がされて競ふて多くの學匠を出し、延いて幾多の著作を後世に傳へ以て末學の規範となつたのであらう、中に就て智山の運敵、豐山の亮汰、高野の頼慶、湯島の淨嚴、その他隱元、潮音、鳳潭、普寂等の巨匠最も世に著はれ、今ま猶ほ諸宗學徒の崇敬を博してゐるのである。

降つて安永天明の頃には、眞言宗は新古俱に俱舍唯識等即ち性相學の研究漸く盛んになり、殊に文化文政の頃より智豐兩山に於て主として性相學を講究し幾んど其學風を一變するに至つた、即ち豐山には法住、慈光、快道、戒定等の碩學輩出し、智山よりは動潮、淨空、海應、信海、龍謙等の學匠出で、當時の學界を風靡し、由來智豐兩山は宗乘學以外三一兩乘の餘乘學を兼修するの學風を生じたのである。

斯くて一たび性相學の新天地を開拓するや、高野、南都、叡山、禪、眞宗、淨土、日蓮等諸宗派の學徒爰を負ふて雲集し、其盛時に在りては智豐兩山孰れも數千の學徒を收容し、遂に所謂學山として其盛名を關の東西に轟かすに至つたのであつた。

新義教學の開展及概況は大略前述の通りである、往時學山として天下に睥睨した智豐兩山の現状、いま將た如何の狀にあるであらう、筆者は喟然として長大息を禁じ得ないのである。

第二章 太祖覺鑊上人

第一節 上人の出生と其時代

時世英雄を産むか英雄時世を作るかの議論は姑らく措き、古來偉人とか賢人とか呼ばれる、人々の事蹟に就て之を考察するに、孰れも其時代々々の思潮とか趨勢とかに影響せられざる者は一人もないやうである、

換言すれば史家の所謂「人物を知らむと欲せば先づ其時代を解せよ」と云ふが如く、時代を考ふることなしに人物を月旦せむとするは、宛かも淵を探らずして魚を獲んとするの愚に陥るであらうことを憂ふるのである、乃ち茲に太祖覺鑊上人を叙するに當つて、先づ其背景をなす所の時代を一瞥するに、蓋し無用の業ではあるまいと思ふ。

按ずるに太祖覺鑊上人は、距今八百三十二年、前代も人皇七十三代堀河天皇の御宇嘉保二年六月十七日を以て、肥前の國藤津の庄に誕生せられたのである、此時代は正しく白河鳥羽兩法皇の院政時代であつて藤原氏の權勢漸く衰運に傾きつゝある時であつた、院政とは言ふ迄もなく天皇御護位の後に猶ほ何々院と號して先帝親ら萬機を總攬あらせ給ふたことで、白河法皇の院政を攬るに到つたのは先考後三條帝の御遺志に基き、専ら積年の情弊を矯正し皇室の權威を恢復せさせ給はむと欲せられたが爲である、史傳に依れば後三條天皇は天資英邁の御方であり、夙に藤原氏の專横を憤らせ給ふて居つたので、その御即位あらせらるゝや、時の攝政關白たる藤原氏に對して大に抑壓を加へ、萬機を親裁して庶政を釐革せさせ給ふたのであつた、然るに帝は院政の緒を開いて未だ其志を遂げざるに卒かに崩御あらせ給ふたので、皇子白河天皇は先帝の御遺志を繼いで院政を行はせ給ふたのである、即ち堀河、鳥羽、崇徳の三帝に

互りて國政を執ること五十六年、寶算七十七歳の高齡に至るまで天下を食召されたのであつたが、帝は皇后及皇太子を喪はせ給ひしより深く佛法に歸依し、自ら髪を下ろして法皇と號せられ、白河に法勝寺を建立せられたるを首として多くの堂塔伽藍を造營し、且つ壯麗無比なる鳥羽離宮を造らせ給ふ等、頻りに土木を起して遂に國庫に窮乏を告げしむるに至り、茲に端なくも献金に依つて官位を與ふるの弊風を馴致し、後三條帝以來の大革新も漸く其功を歩ひ所謂有終の美果を收め得なかつたのは、惜しみて猶ほ餘りある痛恨事であつた。

更に眼を轉じて當時の教界を觀るに、歷朝崇佛の結果として寺院及僧侶の勢力漸く強大を加へ、動もすれば法を犯して罪を免かるゝ等、僧徒の驕暴殆むど其極に達せるの狀態であつた、加ふるに寺院の多くは數多の莊園を領して、概ね富有であつたので、名を佛法守護に藉りて盛んに僧兵を蓄へ、終には互に武力を以て其勢力を争ふの醜體を演ずるに至つた、即ち延曆寺、園城寺、東大寺、興福寺等は就中最も強大なる兵力を有し、常に事を構へて相争ひ、若し朝廷の處置その意に満たざるが如きことあれば、直に入京して強訴するを常とした、殊に延曆寺の僧徒は日吉の神輿を奉じ、興福寺の僧兵は春日の神木を擁して屢々威嚇的の嗷訴を企て廟堂の有司を戰慄せしめたものであつた、されば白河法皇をして『天下朕の意の如くならざるものは、鴨川の水と双陸の采と山法師のみ』と嗟嘆せしむるに至つたのである。

斯くて鳥羽崇徳の兩朝以來は諸大寺の紛争ます／＼劇烈となり、南には興福寺、多武峰、金峰山、熊野等、北には延曆寺、園城寺、白山等の大衆、猥りに事を構へて亂を生じ、さしも神聖なるべき佛陀の殿堂は宛がら惡魔の巢窟と化し佛祖の遺風全く地を拂ひ僧綱の廢頽殆むど其極に達したのである。

されば白河法皇に次いで鳥羽法皇同じく院政を執り給ひたるも朝廷の威信ます／＼衰へ廟堂の有司等孰れも華美淫佚に流れて武備を顧みず、盜賊頻りに横行して良民を苦しむるも之を制するに由なく、世は刈り菰の亂れにみだれて收拾し能はざるの狀態に陥つたのであつた、此の前後に當つて諸方の豪族互に私兵を擁して武威を張り、所謂武士の階級漸く擡頭して茲に源平二氏の勃興となり、遂には皇室、攝家、源平二氏等の間に父子兄弟叔姪等互に仇敵となつて相戦ひたる保元の亂を惹起するに至つたに見ても、如何に當時の社會が沒倫背徳であつたかゞ察知し得やう。

我が太祖覺鑊上人は實に上述の如き混亂せる濁惡世に出現せられたのであつた、而かも上人は幼にして身を佛門に投ぜらるゝや、世間の名利を惡むこと蛇蝎よりも甚しく、超然として思を塵外に馳せ、遙かに高野の靈峰に登りて遠く高祖の芳躅を探り、只管宿世の罪業を懺悔して専ら慧解を磨き禪機を練り、秘密の教風を開揚して世を濟ひ人を利せむと志されたのである。

古來亂世英傑を生むの古諺に漏れず、上人も亦た時代の産める救世主的大偉人であつたのである。

第二節 野山の衰廢

弘法大師の滅後眞然僧正大師の遺囑を受けて高野山第二世となり、第三世壽長を経て第四世無空律師の時に至り、端なくも所謂三十帖策子事件なるもの突發して一山に大動搖を生ずるに至つた、謂ふ所の三十帖策子とは大師御請來の二百十六部の義軌本經を悉く三十帖の小雙紙に大師及橘逸勢等が縮寫したる最も貴重なる冊子を云ふのである、此の冊子は大師が一の弟子なる實慧大徳に付屬せられたるを、眞然僧正借覽中實慧大徳が示寂せられたので僧正は弟子

の壽長僧都に譲り、僧都はまた無空律師に傳へて累代野山に相承され來つたものであるが、般若寺觀賢僧正より宣旨を奉じて東寺へ返還すべき旨強要するゝに及び、無空律師は深く之を恨み、終に其門徒を引具し延喜十六年（大師入定後八十二年）師資相承の聖教及道具類を携へて山城の園提寺へ退轉するに至つたのである。

此の事件の爲め高野山は學徒一時に退散して殆むど衰滅に歸したのであつたが、觀賢僧正の計ひにより爾後金剛峰寺座主職は東寺長者の兼任する所となり、高野山もまた觀賢僧正の手に依つて漸く復興を見るに至つた、後天曆六年廟塔雷火の爲に焼失したりしも一山之を修理するの人なく、數年を経て和泉講師雅眞（石山淳祐内供奉の弟子）の誓願に依つて漸く其再建を企てらるゝに至つた程である、建立記の一節に、

當山第四世檢校雅眞、初めて政所に來り、住人に向つて大師御入定の廟所を相尋ねるに、住人等答へて曰く、廟塔修理されてより以後敢て往還する者なし、然る間林木山頭に滋り道路人跡を失ふが故に案内を知らず、争でか廟所を示すべけんや、加之奥の院の廟塔雷火の爲に焼失せしを以て旁々仔細に暗し、何ぞ聖窟に明かならむや、然して懇に語る時に山路を知る人ありて忽ち登山を企て遂に廟所に臨み、即ち廟塔焼失の灰燼を掃き、俄かに廟塔建立の願念を起し、匪石の誠を抽んで甫めて土木の功を營み、天徳の初めに廟塔を造り畢んぬ、今日の廟塔是れなり。

と、記する所を見れば、誰人か野山の衰廢に驚嘆せざる者があらう、加ふるに其後三十五年即ち正曆五年には雷火の爲め御影堂を除くの外、大塔、金堂等の諸伽藍悉く烏有に歸し、遂に、御願の祈禱を山上に於て行ふ能はず、天野に移して勤むるの止むなき悲運に陥つたのであつた、更に又た其後四年を経て長徳四年には紀伊守景理高野山御願堂の造營に事よせて寺領を横領し、三代相續して之を改めざりしため、常住不退の山僧等も終に其食に窮し、逐次山を下

りて退散し、茲に再び滿山無人の衰態を呈するに至つた。

さしも高祖の靈跡なる高野山も時運日に非にして再度の衰頹を招き、危く廢絶に歸せんとしたのであつたが、長和五年祈親上人定譽長谷寺觀音の靈告に依りて高野山に登り、廟前に誓火を焚きて偏に野山佛法の興隆を祈願し、乃ち山籠峯杲等と力を合せて大に葺葺を拓き、伽藍の復舊に努められたので、曩きに天野の別所に退去せし門徒等も風を望んで復舊し來り、山上漸く復興の氣運を見るに至つたのである、其後明算上人出で、祈親上人の遺志を繼ぎ諸堂宇を建立し、維範阿闍梨ありて教學の振興に努め、學徒漸次に増加し公武の尊信もまた篤きを加ふるに至つた、即ち承徳元年には奥院拜殿落慶し（元永元年よりは拜殿に數多の常燈明を掲げ始む）康和二年には本經藏成り、更に同年には大塔の造營功を遂げ、永久三年には良禪檢校によりて中門の再興を見るに至つたのである、此時良禪檢校は其の恩賞として香色法服を賜はり、同時に高野檢校は香染法服用の永宣旨を受くるに至つた、斯くて一山の伽藍は着々復興せられつゝあつたが、我が太祖上人登山の頃は未だ往時の盛觀に復する迄には至らなかつたのである。

我が太祖覺鑊上人は御齡十三歳にして郷關を出で、仁和寺寬助僧正の室に投じて密門に入り、爾來七星霜頻りに南北の兩京に往來して盛んに法華、三論、華嚴、俱舍、唯識等の學を修め、御年廿歳にして東大寺の戒壇に上りて具足戒を受けさせ給ひ御名を正覺房覺鑊と改め給ふたのである、上人の傳記には南都遊學の折高祖大師荐りに示現して『他門の久住を憤り我が本山に招き給ふ』とあり、又た或は春日明神夢中に影現して『汝は實に大法の重略なり、然れども我等の實にはあらず、他山に住して大に眞言祕密の法門を闡くべし』と告げ給ふ等記述しあるが、かゝる神祕的なる物語りは姑らく措き、上人は夙に高野の靈窟を慕はせられ一日も早く京洛の地を去つて高野に上らむとの志望を

抱いて居られたのである、乃ち登壇受戒の其歳十二月吹き荒ぶ寒風に法衣の袂を翻へして高野の靈峰を雫ち、阿波の聖人青蓮房の迎接を受けて其住坊なる往生院に草鞋の紐を解かせられたのであつた、青蓮房は一山に於ても半權現と呼ばれたる高德の僧であつて常に野山の復興に焦慮しつゝありたる者、いま目前に上人の相貌を拜して感嘆描かず、禮を厚うして上人を遇し、懇ろに祖山興隆の大事を委囑された。

上人は是れより山上に在りて長禪院明寂上人を始め諸名匠に就て秘密の奥旨を傳へ、研學修禪片時も怠りなく廿七歳の頃には既に殆むど事教二相の蘊奥を究めさせられた、上人の本師寛助大僧正に遺はされたる御狀には、

『十八歳にして十八道を受け、十九歳にして兩部の法を得たり、二十二の春より二十七の秋に至るまで、凡そ許可の職位に預ること再三、傳法灌頂を受くること八度なり、日夜持念して未だ闕息せず、或は境界の中に本尊に遇ふて授記せられ、或は夢想の裏に大師より灌頂を受く』

と告白せられ、如何に其求法の念の熾烈なるかを表明せられたのであつた。

先是上人は前後兩度の大願を立て、其大願を成就するを以て密教興隆の勝計とせられた、今其の主なるものを擧ぐれば

- 一、密教并顯教の一切經を書寫し奉るべきこと
- 二、高祖大師選述の書を書寫し奉るべきこと
- 三、眞言宗の章疏を撰集し奉るべきこと
- 四、理智法身の佛塔一基を建立し奉るべきこと

五、秘密眞言の堂一字を建立し奉るべきこと

等、凡そ密教の惠命を續け行者の心眼を開くべき幾多の大目標を掲げて、偏に密教弘通の誓願とせられたのである。

一日恩師教尋老阿遮梨(傳法院最初の學頭)上人を勸奨して曰く『此山は大師の定後、祈親嘗て椶棘を除き明算琳賀近ごろに修營を加ふ、然れども尙ほ院宇衰替し學業荒蕪せり、今師器宇宏偉なり、必らず此責に任ぜん』と、仍つて上人は年來の志願を果さんが爲に、充つ傳法院を創建して傳法大會を肇め、以て密學振興の根本道場たらしめんと企劃せられたのである。

上人はまた常に神明を敬ひ神助に頼らずんば素願の遂げ難きを懸念せられ、即ち大治元年(上人三十二歳)東寺止住の際には時々稻荷の神祠に詣で、之を祈り、或は信貴山毘沙門天に祈誓を凝らす等、只管大願成就を祈願せられつゝあつた、殊に稻荷參籠の際には不思議なる靈感を蒙りて吉野川の邊りに石手莊の契券を拾得し、遂に其持主平爲里の寄進を受けて之を傳法供料となし、石手莊には一祠を造立して一千餘社の神明を勧請し、其傍に神宮寺を建て、門流の鎮護となし、自ら大導師となつて盛大なる落慶供養を行はせられたのであつた。

斯くて衰運に傾きつゝありし高野山は、上人の出づるに迨んで將に大に興隆せられんとするの瑞兆を示すに至つたのである。

第三節 傳法密嚴兩院の建立

徳孤ならず必らず隣りあり、太祖上人が切なる願望は忽ち大檀越を得て成就せらるゝの日が到來した、時は大治五

年(上人御年三十六歳)偶々聖慧法親王高野山に登拜せられ阿波の聖人青蓮房をして親しく御陪座を仰せ付けられた、上人は乃ち青蓮房の推奨に依つて法親王に謁見し、種々御物語りの末、上人は傳法院建立の素志を打明けて親王の御助勢を仰がれたのである、幾もなく親王の内奏によりて院の宣旨を賜はり同年四月傳法院の落慶を告ぐるに至つた、即ち丈六の尊勝佛頂の像を安置し、學侶三十六人を置き勅して御願寺となし給ふた、因つて石手の契券の因縁を奏聞したるに叡感淺からず、僧饌として永く之を上人に賜はられた、次いで其翌年天承元年には曩きに建立せし傳法院(後の大傳法院に對して小傳法院と云ふ)漸く狹隘を告ぐるに及び、之を改造し更に大傳法院を造立せんことを奏請じ、院宣を賜はりて玉を起し、長承元年十月十七日佛殿神祠悉く竣工するに至つて、茲に盛大なる落慶供養會を行ふたのである、此の法會には畏くも鳥羽法皇の御臨幸を仰ぎ、信證大僧正を大導師として大曼荼羅供を奉修したのであつた、同日また上人禪居の密嚴院も共に落成したるを以て、御願に準じて信證大僧正を導師とし落慶供養を營み夜に入りて更に大傳法院に於て始めて傳法大會を開かれたのである。

鳥羽法皇殊の外隨喜の涙を催はさせ給ひ、同日傳法大會の供料として七箇の莊園(石手、弘田、山崎、岡田、山東、相賀、志富田)を賜はり、更に『百歳の後月毎の忌日に此法會を行ふべし、上人の興を昇ぐ者は朕が興を昇ぐと想へ』とて、勅して御輿丁六口を賜ひ、又別に遠州初倉の莊を捨て、永く曼荼羅供の用度に充てさせ給ふた、斯くて大傳法院には鳥羽院の御願として中尊金剛界大日如來(御丈一丈七尺)の神頭に院の御髮を納め、左脇の金剛薩埵(丈六)には待賢門院の御髮、右脇の尊勝佛頂(丈六)には美福門院の御髮を納め給ふたのである。想ふに太祖上人の發願に依て建立せられたる大小傳法院は正に高野山上の偉觀であつた、殊に鳥羽法皇の御願寺と

して造營せられたのであるから、結構の壯輪奐の美、與に眼を奪ふものがあつたに違ひない、いま舊記に依て些さか其内部の莊嚴を窺ひ見るに、壇の兩楹には三十七尊の字印形を綵り、其壁後には中央に五佛を畫き左に五大尊右に五菩薩を圖繪し、又た壇の左方東壁には紺地金泥の胎藏界大曼荼羅を圖し、其後壁には龍猛菩薩南天の鐵塔を開かむとするの狀を畫き、壇の左方西壁には同じく紺地金泥の金剛界大曼荼羅を圖し、其後壁には釋尊菩提樹下成道の相を描かれたのである、而して東西後壁の畫は上座定智法眼之を畫き、兩界の大曼荼羅及び次に述べんとする十六大祖師の眞影は大託摩の筆である。

内陣の西壁には龍猛、龍智、金剛智、不空、慧果、弘法、眞雅、源仁の八祖、東壁には善無畏、一行、實慧、眞濟、宗叡、眞然、益信、聖寶の八祖、即ち東西の兩壁には十六祖師の眞影を圖して秘密相承の次第を示されたものである。更に大傳法院の一擧を瞥見すれば檜皮寶形造なる大傳法堂を中心として三棟の三部大權現、九社明神、眞然僧正の御廟なる聖靈堂、近衛院の御願にして上人の上足兼海園梨の建立せる覺王院、不動堂、護摩堂其他左右二字の鐘樓堂等總べて十三宇、巍然として棟を列ね、王城の南其比を見ずとの壯麗を極めたのであつた。

密嚴院は大傳法院の東約七八丁許の處にありて、別に一廡をなし、上院下院の二院より成りて孰れも寶形造り八角の堂宇である、中にも上院は四方に堤を築き中央に池を穿ち、其池中に建てられたる禪室であつて瀟洒閑寂、上人の常に禪波を凝らされたる淨室である。

第四節 傳法會の復興

二二

前節に略叙せるが如く、太祖上人は鳥羽上皇の徵信に依りて大小傳法院及密嚴院の建立功を遂げたるを以て、茲に眞然僧正以後久しく廢滅に歸せし傳法大會の復興を見るに至つたのである。

抑々高野山傳法會の起原は、高祖弘法大師が密宗義學の興隆を圖らむが爲に、七宗の例に準じて三業（金剛頂業一人、胎藏業一人、聲明業一人）の年分度者三人を置かむことを奏請せられたるに基因せるものであるが、大師存生中には未だ之に對する官符を賜はられなかつたので、實慧大徳より再び之を奏請して承和二年八月二十日漸く之が勅許を得たのである、是れ眞然僧正が始めて高野山に於て傳法會を行はるゝに至つた主因である、金剛峰寺雜文に載する所の契定に曰く、

傳法二會式目、二月一日より始めて二十一日に尾る、三七日の間、三業の法門且つ書し且つ傳受す、是れを修學會と名く、十月五日より首め十八日に尾る、二七日の間、前に受學する所の經論の謬りを糺し邪を正す、是れを練學會と名く、件の二會は心を利民に繋ぎ、異境を取る莫れ、講法談義の間は骨肉と雖、門徒の人に非ざるに於ては座を交ゆべからず、（下略）

と、是れ正しく眞然僧正の傳法會創始の記文である、然るに又た修行緣起の記する所に依れば、最初に實慧大徳が年分度者修學の爲に二季傳法會を假立し、眞然僧正が之を繼承したる旨を記してあるが、恐らくは承和二年八月金剛峰寺年分度者の官符を賜はりし翌年頃より眞然僧正に依つて創始せられたものゝやうである。

其は兎も角眞然僧正の傳法會は傳法二會式目に示すが如く、春季は三月一日より三週間、秋季は十月五日より二週間の兩度に行はれ、春に行はるゝを修學會と稱して専ら三業の法門を傳受し、私は練學會と名づけて、春受學したる經論に就て疑義を質し正邪を判じて、大に檢討論究したものである。

然れども高野山は無空律師の三十帖冊子事件以來、頗に衰微したるを以て、眞然僧正の遺業たる傳法會もまた全く中絶するに至り、眞然僧正歿後二百五十年を経て、我が太祖覺鑊上人に依つて復興せられたのである、長承四年二月上人が眞譽阿闍梨に與へたる讓狀の一節に

傳法の一院を建立して秘教の二會を興隆す、年々修する所の百箇日の大會は、五智の圓滿を窺め（中略）
求佛の客は林を成して雲集し、樂法の賓は星を列ねて朝宗す、遍照の慧日再び當山に輝き、高野の禪洞漸く舊跡に復す。

とあるに見ても、如何に傳法會の復興と俱に多くの學徒が四來せるかを推知し得やう。

太祖上人が高野登山の宿志は、素より高祖大師の御遺志を繼いで密教々學の發展振興を圖らむとせられたのであるから、先づ傳法大會を興して密教々理の玄底を探究し八祖相承の祕奧を開示せんと企てられたのである、故に眞然僧正の傳法會と上人の傳法會とは、其の名は同一であつても其の實はまた多少の異りあるを免かれ難かつた、

眞然僧正の創始せられた傳法會の式目は前述の通りであるが、太祖上人の再興せられたる傳法會の様式は如何と云ふに、泊如運徹和上は其著結網集上卷に左の如く述べられてゐる。

傳法大會は春季五十日を修學會と號し教義を講論す、秋季五十日を鍊行會と號し密軌を精談す、故に鍊行會には門

二三

徒に非ざる者を禁ず。

いま左に彼此對照して之を圖示すれば

▲眞然僧正の傳法會

修學會
 春 二十一日
 三業法門の書寫并傳受

練學會

秋 十四日

春受學せる經論の誤謬を糺し正邪を判す

▲春秋二季共に非門徒を入れず

以上の對照に依つて特に注意すべきは、太祖上人の時に至つて期間を延長されしこと、春秋二季各別に教相と事相とを講論精談さるゝに至つたことである。

斯くて傳法會の復興と俱に、高野山は再び昔時の盛觀に復し、眞に密教々學の淵叢として大に教勢を張ることを得たのであつたが、其の後山上一抹の暗雲を生じ太祖上人の高野下山と同時に頓に衰廢を來たし、正應元年頼瑜和上傳法密嚴の二院を根來に移し、爾來根來山に於て傳法大會を行ふこととなり、又た隨つて幾多の變遷を生じたことは既に前章に略述した通りである。

▲覺鑊上人の傳法會

修學會
 春 五十日
 教義を講論す

鍊行會

秋 五十日

密軌を精談す

▲秋季のみ非門徒を禁ず

附記 現在智豐兩派に於て行はる傳法大會は、略して兩大會と稱し（教相）と灌頂（事相）との二會であつて其の季節にも期間にも定まりがなく、其の形式内容共に太祖上人當時の傳法會とは大に趣を異にしてゐるのである。

第五節 兩座主職としての上人

上人は、既に傳法密嚴の兩院を創建し、傳法大會を再興して漸く宿願を果したるを以て、長承二年六月六日白河の離宮に參候して鳥羽上皇に謁し、親しく天恩を奉謝し且つ奏請して自他門諸阿遮梨に就て諸流の奧秘を傳授せんことを乞はれ、宣命を仰いで聖慧寬信定海覺猷等諸巨匠より各流の秘軌を受け、更に小野の官庫及鳥羽の寶藏を開いて、大に事相の蘊奧を研鑽されたのである。

然るに翌長承三年三月廿一日は恰かも高祖大師三百年の遠忌に相當せるを以て、上人は此の機に於て一山の大改革を行ひ以て高野山百年の大計を樹立せんと欲し、先づ第一に従來東寺長者の兼職たりし金剛峰寺座主職の獨立を企劃されたのである。

元來金剛峰寺座主職は獨立のものであつたが、彼の觀賢僧正以來東寺長者の兼補を例とするに至り、隨つて高野山の衰微を招いたのであるから、太祖上人は常に之を憂ひ何時かは其の獨立權を回復せんと期待せられて居つたのである、乃ち高祖大師の遺告に基き眞然僧正の證文に準據し、高野住山の僧を以て金剛峰寺座主職に補するの至當なる所以を陳情し、併せて大傳法院座主職をも同時に選補せられんことを奏請せられたのであつた。

〔高野春秋には「夏五月八日眞譽阿闍梨、覺鏝上人の奏計に依つて本寺末院の兩座主に補す」とあるも、恐らくは五月八日は太祖上人が傳法院座主職に補命せられたる日であると思ふが、今は確證を得ず〕
越えて同年十二月、上皇院宣を下して曰く

永く大傳法院の座主職を以て、即ち金剛峰寺の座主職となし、一山を知行せしむべき事
院宣を被つて爾はく、自今以後永く件の院の座主を以て即ち彼の寺の座主となし、一山を檢校し滿寺を知行せしむべし、仍て供僧所司等の中闕あらん時は、座主器を擇んで定補せしむべし、滿山の諸德宜しく承知すべし、取て違戾せされ、者れば院宣此の如し、之を悉くする状を以てす。

長承三年十二月廿二日

右兵衛督 源

座主 御房

右の院宣に依つて東寺長者の金剛峰寺座主兼職を止めて、大傳法院座主の兼帯となつたのである、即ち長承三年十二月廿二日の院宣に依り太祖上人は大傳法院座主職として金剛峰寺座主職を兼攝することとなり、同日東寺長者定海僧正は座主職を罷め、其の翌日良禪檢校もまた其の職を辭したので、上人は新たに族弟信慧上座を以て檢校職に任せられたのであつた。

然るに金剛峰寺衆徒中には甚だ之を悦ばざる者あり、徒黨を組みて異議を唱へ、終に上洛して東寺の學侶と結び、夜を以て暮に繼ぐの大評定を遂げた後、東寺の一門僧綱十四人、有職八十三人及び金剛峰寺有職四人の輩、各々法衣を着し香爐を捧げて、院廳に憤奏するの暴逆を敢てするに至つたのである。

上人は痛く彼等の愚盲を憫み、且つ速に之を鎮靜せんが爲に、直に金剛峰寺座主職を辭し、又た信慧檢校をも退職せしめ、次いで眞譽阿闍梨を兩座主職に推舉せられたのであつた、乃ち左の長承三年の官符并上人が眞譽阿闍梨に與へたる讓狀を見れば、當時の狀況を推知し得らるゝのである。

▲長承三年の官符

院廳の奏狀を得て備く

右二百餘僧の中其の闕有らむの時、座主法器を擇んで之を座主職に定補せしめんと欲すと者へり、覺鏝門跡の中住山不退興法利生の徒を以て、師資相承して次第讓補せよと云々。

▲讓狀

阿闍梨眞譽を以て金剛峰寺并大傳法院兩御願寺の座主職となし、滿山を知行せしむべきこと。

右 太上天皇殊に愍慮を廻らし給ひ、彼の兩御願寺を以て永く覺鏝に賜はる所なり、官符院宣其の旨明白なり、仍て今此の職を以て彼人に讓補す、滿山を知行し三寶を紹隆せよ、抑も覺鏝偏に成佛利生の心に住し、深く求道求法の願を發す、大師冥助を垂れ給ひ、上皇隨喜を致し給ふ、究むるに灌頂の源流を以てし、興すに眞言の奥旨を以てす、皇家臣家に出入し、自門他門に遊歴し、まのあた面り密教の遙かに顯教に超へたることを談説し、直に大師獨り他師に過ぎたることを稱揚す、貴賤の聞人悉く以て信仰し、縑素の對者皆敢て難詰するものなし、況んや復た専ら上皇の丹誠を凝し、忽ちに大師の素懷を果せるおや、傳法の一院を建立して祕教の二會を興隆し、年々修する所の百箇日の大會は五智の圓滿を窮はめ、日々勤むる所の十八座の勝行は三密の明珠を練る、求佛の客林を成

して雲集し、樂法の賓星を到ねて朝宗す、遍照の慧日再び當山に輝き、高野の禪洞漸く舊跡に復す、長承三年の
 官符に云はく、院廳の奏狀を得て備はく、二百餘僧中其の闕有る時は座主法器を擇んで之を定補せしむべし、座
 主職に於ては覺鑊門跡中住山不退弘法利生の者を以て、師資相承し次第讓補せしむべし云云、同年の論言に云は
 く、永く大傳法院座主職を以て即ち金剛峰寺座主と爲し、滿山を知行すべき事の院宣を蒙る、備く自今以後永く
 件の院の座主を以て彼の寺の座主となし、一山を檢校し滿寺を知行せしむべし、仍て供僧所司等中其の闕ある時
 は座主器を擇んで滿山の諸徳を定補せしむべし、宜しく承知して違失すべからず、と。

今眞譽阿闍梨は小僧の大師なり、成佛の願尤も深く求法の志止むことなし、茲に因て覺鑊亦た祕密灌頂の印璽を
 授け屢々眞言密教の宗義を傳ふ、加之志を祖師の弘誓に同うし、契を弟子が大願に一にす、殊に讓付する所なり、
 親疎偏跛を致さず、偏に修學練行を抽賞す、兩寺の三寶を興隆し、聖主上皇を護持し、四恩を報謝し、萬民を撫
 育せよ、道具莊園經教券契、常に護持を加へ、永く散失すること勿れ、既に是れ三尊の寶物、専ら一身の資財に
 非ず、誠には是れ三寶福田の本、萬生歸依の源なり、努々是を疎かにすることなかれ云云、自餘の趣具さに起請の
 如し、一事たりとも違失すべからず、滿山一門宜しく承知すべし。
 仍て讓付する所件の如し。

長承四年乙卯二月 日

傳燈大法師 在判

即ち上人は、長承四年（保延元年）一二月の頃より既に眞譽阿闍梨に兩寺の座主を讓渡し、自身は密嚴院に隱退し

て専ら三摩地の法を修し、自證の悉地を得んとして禪波を凝らさせ給ひ、又た門扉を堅く閉ざして自らも出でず、他
 人をも入らしめず、所謂長日無言の行を積ませられたのである。鑊上人の事に曰く

長承四年正月一日密嚴院の上院に於て縁務を捨て、無言を始め、我が大師範居す、但し三月廿一日己前は是れ縁具
 を調ひしむるの間なり、三月廿一日より固く一切のものを通ぜず、偏へに即身成佛の密行を修す、常に從ふ給事人
 は龍玄、兼海なり。

此の鑊上人の事は僅かに數葉のものに過ぎないが、上人の高足兼海上人が嘉曆二年五月二日上人の無言の行に就い
 て、自ら筆を執つて書き遺されたものであるから、此の書の記事と前掲の讓狀とを對比して見れば、古來異説として
 論議されつゝある太祖上人と眞譽阿闍梨との兩座主職の前後についての疑義の如きは、一目瞭然として判別せらるゝで
 あらう。

斯くて太祖上人は漸く積年の宿志を遂げて、一たび金剛峰寺并大傳法院の兩座主職に上り、大に一山の改革を斷行
 せられんと企てられたのであつたが、駿馬も時を得ざれば驥足を伸ぶる能はざるが如く、時機未だ到らざりしと見
 え、端なくも金剛峰寺并東寺學徒の嫉視を受けて忽ち兩座主職を罷め、暫らく雄圖を收めて自證三昧に入るの止むな
 きに到つたのである。

第六節 上人の高野下山

三〇

前節に略述せるが如く太祖上人は、座主問題に就て忌はしき強訴事件を惹起したので、痛く衆徒の偏執を憫れみ、直に金剛峰寺の座主職を罷めて密嚴院に籠居し、靜かに觀法三昧に入られたのであつた、即ち保延元年三月廿一日より同五年四月二日に至る五年間は、全く世務を絶ち堅く定屏を鎖ざして無言の三昧に入り、或は阿字觀、水輪觀、覺字觀、月輪觀等を修して如實に佛陀の不可思議境に逍遙し、或は沈思冥想して諸經の祕要を探究し、五輪九字明祕密釋等の諸撰述に没頭せられたのである、彼の有名なる密嚴院發露懺悔文は實に此時の御作であつて、如何に當時僧綱の廢頽せるかを物語ると同時に、後世の末徒をして常に反省悔悟せしめつゝあるものである、其の懺悔文の一節に「名を比丘に藉つて伽藍を汚し、形を沙門に比して信施を受く、受くる所の戒品は忘れて持せず、學すべき律儀は廢して好むことなし」とあるに見ても、蓋し思ひ半ばに過ぐるであらう。

斯くて上人は久しく密嚴院に籠りて修禪觀法に餘念なく、全く堂外に出でられなかつたので、またもや金剛峰寺衆徒の猜疑する所となり、猥りに揣摩臆測を逞うして上人を誹謗し「大師の入定は既に天下無双の奇特海内無二の勝事なり、然るに覺鏤上人襄きに大傳法院を建て、金剛峰寺に摸し、禪堂を造りて奥の院に比し、いま又た坐禪して大師の入定に擬す、曷んぞ默視すべけんや、速に大勢を率ゐて密嚴院を襲ひ上人を引出すべし」等と暴言を放ち、更に又た「覺鏤死して數年を経たるに院僧等之を秘するは不持なり」等と言を構へてしばし之を朝廷に訴へ、或は密嚴院の附近に來りて喧囂する等、形勢甚だ穩かならず動もすれば暴舉に出でんとするの風を示すに至つたので、上人の上足

兼海等痛く之を憂へて上人に請ひ、保延五年二月十六日上人自筆の書狀を上皇に奉りて、其の流言の虚偽なることを明かにし、越えて四月二日上人親しく大傳法會の開白に臨みて秘教の要旨を講述し、白日の下公々地に上人の健在を示して衆徒の疑惑を解き、また復び密嚴院に籠居せられたのであつた。

然るに此の頃よりして寺方と院方との間には、山木の伐採領地の境界等に就て屢々紛議を醸し、遂に相賀莊の境界論を動機として百世拭ふべからざるの大事件を勃發するに至つたのである、即ち金剛峰寺方の大傳法院方に對する反感は日を経るに随つてますます深刻を加へ、偶々相賀莊の境界論起るや猛然として爆發し忽ち諸莊の兵士等を糾合し、保延六年十二月七日大學して相賀の境界を侵掠し、更に勢に乗じて翌八日拂曉傳法密嚴の兩院を襲撃し、斯くて一百餘字の坊舎悉く破壊せらるゝの慘劇を演出したのである。

此の時上人は密嚴院に在りて觀法に耽つて居られたのであつたが、暴徒襲來すと聞くや徐ろに定窟を出で、學徒等を戒しめ「敵對すること勿れ、刀杖を持する勿れ、速かに退山せよ」と諭して、黙々として山を下られたのである、大象去れば象の子も従ふが如く、傳法院方七百有餘の清衆も悉く徐歩して上人に隨ひ、暗然として根來の地に向つたのであつた。

諸傳記に依れば此の時寺方と院方とは互に鎬を削りて相鬪ひ彼我殺傷尠なからず、上人漸く難を遁がれて出奔すと大仰に記述せるものもあるが、其は恐らく後人の憶説に過ぎないであらう、今左に二三の例を示せば

高野春秋には山史を引いて

此時鏤納密嚴院を追立てられ、走つて院前蓮池に入り木彫の率都婆に變ず、坊人等之を打倒さんと欲す、又た現形

して不動口に風越す、兵士等又た急ぎ走つて逃ぐるを追ふ、鏝納堂内に飛入る、追ふ者唯不動尊二體を見て鏝納を見ず、世智者あり、眞似を試みんと欲して錐を以て之を揉む、則ち明王の尊膝を揉む、流血淋漓す、鏝納之を見るに忍びず、而して飛んで堂外に出で、直に根來寺に走る、院僧等七百餘人悉く彼に集る、云々

又た高野通念集には

本寺の僧入定の處に亂れ入つて見るに、不動尊二體おはしましてけり、一體は覺鑊日頃に安ぜられし本尊の不動にておはします、今一體は聖の化したると思ゆ、但し何れとも見分けがたし、如何すべきとためらひたるに、或僧一體の不動を探り奉りければ、少し温におはしける故、是ぞ覺鑊よとて太刀にて切りけれども露切れざりけるを、何かはとていたく切る程に上人も身を隠さんが爲に此の池へ(稻荷池)入水し、其れより龍池に出で給ふ云云
以上の二書は共に上人が危難の光景を頗る劇的に又た神秘的に叙述したものであるが、勿論魔術師に非ざる限り木彫の率都婆とも木像の不動尊ともなることを得ないであらうことは、今更言を要せざる所である。

然れども金剛峰寺衆徒の上人に對する信仰又は驚異的觀察眼より見れば、上人ならば斯る神秘的奇蹟的な靈怪事をも、必らず實證し得る者と過信して居つたのではあるまいか、

更に又た太平記十八には

よし／＼眞の不動か覺鑊が妖けたる形か打つて見よとて、大なる石を拾ひかけて十方より是を打つに、投ぐる飛礫の聲は大日の眞言に聞えて會て其れに中らず云々
錐や刀を用ふるは愚か、投げたる石さへも其の音大日の眞言と變じて聞ゆると云ふ程であつて見ると、如何に驕暴

なる寺方の衆徒達でも、よもや上人の身邊に迫つて危害を加へるといふやうな、破戒無慚の行爲は爲し得なかつたであらうと推測されるのである、(されど傳説に因み密嚴院の本尊は之を根來山に移して現に錐鑽不動尊と稱せり)かくて金剛峰寺衆徒暴舉のこと、蚤くも天聽に達するや、忽ち御願寺破却の罪に問はれ、主謀者の重なる者は悉く遠流に處せられ、其他之に與せる者は凡べて連署の謝罪起請文を徴せられて、漸く事件の解決を見たのであつた。上皇は又た直ちに院宣を賜はり、上人を慰諭し給ひ、『今度金剛峰寺の張本、或は遠流に處し或は怠狀起請文を撃て深く歎き申す、此の上は急々に歸山有つて御願元の如く勤仕あるべし』と最とも優渥なる勅定を下されたのであつたが、上人は飽くまで一山兩寺の共住を望まず、一向に固辭して永く根來の仙窟に其の居を定められたのである。

第七節 上人の入滅

保延六年(改元康治)根來山に移居せられたる上人は、彌々觀法三昧に勵しみ、常に圓明寺の西廂に安座して月輪觀(月輪は智徳の圓滿を表す)阿字觀(阿字は本不生の妙理を表す)等の秘觀を凝らし、専ら即身成佛の現證を體驗すべく實修實行に精進されて居つたのである。

然るに上人は康治二年七月の末頃より風邪の氣味にて顔色常の如からず、漸く憔悴の状を示されたので、弟子等は深く之を憂へて同月廿八日より一週日の間尊勝陀羅經を讀誦して只管御平癒を祈られたが更に其の効なく、病勢はますます昂進するばかりであつた、上人は早くも天壽の定りあるを覺悟して一日弟子達を集め『生死無常は誰しも免かれ難きことなり、速かに成佛を願ひ悉地を修すべし』と諭され、且つ臨終の正念に就きて『善人の受病は少惱にして

正念に往生を得、其人は行儀如法にして平生より獨ほ嚴し』と仰せられて、豫じめ臨終の用意を説き示されたのであつた、(悉しくは上人の一期大要秘密集を見るべし)

上人は夙に臨終正念密嚴往生に就いて深き考察を遂げられて居つたので、其の述懐の御詞に『我れ二十有七にして更に一願を加ふ、所謂臨終の尅入滅の時、若し離生を遂げず成佛を果すことなくば、亦た正念を得て定んで倒想を離れ、忽ちに大日の感赴に預り遍照の引接を感ぜん、兩部界會の加持する所、十方聖衆の擁致する所、密嚴の金利に往生し、華藏の樂都に至到せば、其土に於て本尊となり、法界に於ては性佛を證し、弘法利生自在にして自界他界安樂任運ならん』と述べられ、更に頌を説いて

願くば本有新薰の善と及び現修當作の行に依りて、

萬徳一如を現世に彰し三身五智を今生に證せん、

三際之行因猶ほ未だ熟せず一生佛果設し成らずとも、

臨終には亦た密嚴國に往き順次に定んで法性の京に生じ、

即ち彼の華藏に佛果を開き其月に並て敢て無明を破し、

衆生を化して三平等に住せしめ萬類を導きて九界城を離れしめん、

と仰せられた、即ち上人は二十七歳にして既に諸願の中に臨終正念の一願を加へられてあつたのである、以て上人が如何に臨終正念に重きを置かれたかを推知することが出来やう。

斯くして上人の病勢は日を逐ふて漸く募り、遂に康治二年十二月十二日、圓明寺西廂の下に結跏趺座し、袖中に秘

印を結び密咒を唱へつゝ、人壽四十九歳を一期として安然として示寂せられ給ふたのである。

是れより先上足兼海は鎌倉に下向中であつたので、直に使を馳せて上人入滅の旨を知らせ、兼海の歸着を待つて其の月廿一日酉の刻に御遺骸を棺に納め、菩提院の地を黙じて茶毘所となし、以て葬送の儀式を行つたのであつた、此の時同じく上人の上足なる五智房融源(上人の伯父)は熊野に參籠中であつたが、上人入滅の計を聞きて急ぎ還りて葬儀に臨み、靈柩に向かつて般若理趣經を讀誦したるに、忽ち棺中に聲ありて上人自ら段々の首句を唱へられたと傳へられてゐる、之を金棺相承の讀曲と稱し新義の門流は今も猶ほ理趣經を誦する時は、必らず首句の時薄伽梵を略するを以て恒式としてゐるのである。

第三章 根來の法城

第一節 根來寺の草創と其隆盛

既に總論に於て略述せるが如く、太祖上人は大治元年石手莊（紀伊國那賀郡宮村）に日本國中大小の神祇一千餘社を勸請して一祠を造立し、其の傍に神宮寺を建て、之を總社權現又は三部權現（佛部蓮花部金剛部）と稱して年々の大祭を行ひ、毎月十二日の間は講論の法味を供して専ら門流の擁護と莊園の泰平とを祈願せられたのであつた。

上人は又た靈地を根來山に相して別に一大伽藍を創建せんとの宿望あり、乃ち鳥羽上皇の懇切なる高野歸山の宣旨を固辭して此の地に止まり、却つて御願を此の山に移して上皇並今上の寶算無窮を禱り上らむことを奏請して允許を得られたのである、宣詔に曰く

『誠に絶景の勝境、阿蘭若の靈地なり、早く土木の功を畢へ、佛法を興隆せらるべし』と。

傳に依れば、上皇は蓮花王院の新御所を賜はりて之を根來に移し、上人をして圓明寺を創立せしめ給ふと、斯くて上人の圓明寺建立は、實に根來山興隆の根基をなしたのである。

抑も根來の疆域は、所謂大傳法院七箇莊中、弘田の莊の中間にありて別に一區劃をなし、西北は山崎莊に接し東は池田莊に連れる周圍四里許の廣大なる地域にして、此の地一帶葛城の連峰嶺凝れるを以て、何時しか此の地を根來と呼ぶるゝに至りしものと傳へらる。

而して此の地方は上人も『此の地は役優婆塞經行の地にして形勝高野に譲らず』と仰せられし如く、既に早くも開

創せられたる靈蹟であつたのである、されば天應二年には慶福法師なる者和氣清麿を大檀越として七堂伽藍を建立せりと傳へ、其後また衰廢に歸したる時、修驗者根來坊と稱する者再び伽藍の復興を發願し、當時吉田莊に住せる豐福長者と謀り、長者の宅を根來に移して淨刹となし、之を豐福寺と號し又は根來山根來寺とも名づくと傳へらる。

後、幾星霜を経て太祖上人高野山を下りて此地に留錫せらるゝや、更に伽藍を修築し名を改めて一乘山豐福寺と稱せしも、舊名捨て難く復び根來寺と呼ぶに至つたと傳へられてゐる、今ま結網集の記する所に依れば

『圓明寺は理須らく合寺の號なるべし、而るに俗地の名に因つて呼んで根來寺となす、圓明寺を以て初建一字の稱と謂へり、改むべきこと難し』

と、此の説に従へば圓明寺は一山合寺の稱にして一乘山圓明寺と云ふ方が正しいやうに思はれる、（一乘山は根來寺東方の最高峰、豐福寺境内は根來寺境内の一）

更に根來寺の境界に就て記せば、西にあるを圓明寺境内と云ひ（大門の北東二丁許）、其の北東に接するものを豐福寺境内と稱し、豐福寺の東に連れるを大傳法院境内と呼び、其の東南に接するを密嚴院境内と稱し、以上を根來寺の四大境内と呼ばれてゐるのである。

其の他東に菩提院谷、關伽井谷、鼓谷あり、北に小谷あり、西に西谷、蓮華谷、三岡等あり、南に前山等の諸境内ありて、大小の伽藍漸次其の間に連亘として建設せられたのである、斯くて上人の御在世當時は、圓明寺外十數字を造營して八百の學徒を收容したるに過ぎざりしが、爾後歳を累ねて益々隆昌に向ひ既に天正の頃に至れば、伽藍の數凡七十餘宇、子院九十有餘の多きに及び、谷々を填塞して宛かも一大街衢を望むが如く頗る盛觀を呈するに至つたの

であつた。

試に根來山古圖を繙けば、誰人か往時根來山の盛大なりしに驚嘆せざる者あらう、古圖に記して曰く、
當山根來寺于天正三年頃、僧舍數衆徒學侶行人僧徒總而五千九百餘名、坊舍數閣内外東西坂本衆行以上二千七
百餘坊。

と、當時寺領の如きも七十有餘萬石に達して、自ら威福を四隣に振ひたりしが、遂に武將の嫉む所となつて天正の兵
禍を招いたのである。

いま左に天正年間に於ける諸寺境内の堂塔伽藍を記せば

▲圓明寺境内

興教大師堂(九七間)、三部權現、伊太貴會社、經藏、鐘樓。

▲豐福寺境内

藥師堂、千手堂、塔、地藏堂、九社明神、鐘樓、中門。

▲大傳法院境内

大傳法院堂(十八間)、經藏、不動堂、阿彌陀堂、大塔(十八間)、大師堂、鐘樓、中門、天照太神、荒神堂、穀屋。

▲密嚴院境内

錐鑽不動堂(方五間、八角)、護摩堂、求聞持堂、多寶塔、經藏、天神社、地藏堂、春日明神、樓門、鐘樓、穀屋。

▲菩提院谷

千手堂、護摩堂、興教大師廟并拜殿、五佛堂、

外ニ子院、二十八箇院

▲闕伽井谷

辨財天社、地藏堂。

▲鼓谷

辨財天社、鐘樓、不動堂、毘沙門堂、峠不動。

▲大谷

觀音堂、鐘樓。

▲小谷

千光院、文殊院、丈六堂、毘沙門堂、不動堂、鐘樓。

外ニ子院、十四箇院

▲西谷

地藏堂、藥師堂、菖蒲觀音堂、大師堂。

外ニ子院、十六箇院

▲蓮華谷

五寶本尊阿彌陀堂、虚空藏堂、藥師堂、觀音堂、地藏堂、大師堂。

外ニ子院、八箇院

▲三岡

辨財天社、阿彌陀堂、求聞持堂。

▲前山

御船大明神、辨財天社、勝軍地藏堂。

以上

第二節 兩院の根來移轉

保延六年太祖上人と共に一時の難を根來に避けたる大傳法院方の學徒は、上人の滅後四年久安三年六月廿二日に至りて金剛峰寺方との和議漸く整ひ、再び高野山に還りて舊時の如く毎歲春秋二季の大傳法會を啓行するに至つたのであつたが、寺方院方兩學徒の感情は依然として融和せず、歸山後もまた相次いで數度の紛争を惹起したる爲め、遂に正應元年賴瑜學頭の時に及びて傳法密嚴兩院の諸伽藍を悉く根來に移して野根全く分離し、茲に根嶺百年の基礎を確立するに到つたのである。

今其の近因に就て一二を記せば、弘安七年大傳法院方に於て大湯屋を建設せんとしたるに、之を聞きたる金剛峰寺方より「是れ先例に違背せるものなり」とて嚴重に抗議し來りたる爲め、雙方激烈なる諍論を戦はし、終に金剛峰寺方の衆徒一時に蜂起して同年七月二十四日大傳法院方を襲撃したることは是れ其の一。

越えて同九年八月金剛峰寺方教算以下百四十二人連盟して一味の契狀を作り、永く大傳法院方との交誼を絶たんとしたることは是れ其の二、契狀に曰く

金剛峰寺衆徒契狀

院僧に於ては慈尊の出世に至るまで歸住を許すべからず、縦ひ上裁をなすと雖、何度も訴へ申すべきなり、理訴若し達せざれば御願を勤めず山林に交るべし、一味の契約を忘れ院僧歸山の由を許すべしと評定を加ふるの輩に至りては、永く交衆の札を削り山上山下を追却すべき事

弘安九年丙戌八月 日

預大法師 教 算

(已下百四十二人)

事態斯くの如く寺方は飽く迄も院方を憎惡し常に迫害の手を緩めず、院方もまた之に對抗して容易に屈從せざりしため、山上の風雲甚だ穩かならず、今や前記の契狀を作りて寺方より院方に對し斷然たる絶交の通告を發するに及びて、互に相讓らず、終に雙方より各自に顛末を具して上奏裁決を仰ぐに至り、時の檢校祐信は寺方院方を争はしめたるの咎に依つて同年八月其職を解かれたのであつた、併し當事者たる寺方と院方とは其翌々年に至るに何等の沙汰なく、剩さへ官武の公評は専ら寺方院方の共住を好まざるが如く傳へられたるを以て、院方にては唯荏苒として其裁決を待たむよりは寧ろ潔く退山するに若かずと決意し、正應元年三月賴瑜學頭は座主道耀大傳正と相商りて更に上奏に及び忽ち勅許を得て、太祖上人以來高野山上の一偉觀たりし傳法密嚴の兩院を永久に一乘山根來寺へ大移轉を決定したのであつた。

是れ實に上人の滅後百四十年のことにして、根來の法城はこれより學徒の雲集と俱に、いよ／＼獨立の旗幟を鮮かにし新義の法雷長へに根嶺山頭に轟くに至つたのである。

第二節 瑜公と憲公

太祖上人以來高野山上には教相の講學盛んに興り、寺方院寺相競ふて學匠を育出するの風があつた、即ち金剛峰寺には覺海、明任ありて其より法性、道範等の巨匠を出し、(仁治三年金剛峰寺衆徒の大傳法院の僧坊を燒却せるの罪に坐し、道範は讃州に法性は雲州に配流せらる)同時に大傳法院には眞譽、教尋、信慧、融源等の諸英哲ありて、學徒を鞭撻し、寺方院方俱に幾多の仰髦を輩出するに至つた、寺方道範の後には信堅、信日、實融等あり、院方信慧の下には俊晴、會慶、觀心、忠俊等あり、何れも教相の巨擘と稱せらる、是等學匠の後を繼ぎて大傳法院學頭の榮職に上り、學解先哲を凌ぎ智辯群匠を壓して、遂に新義の學風を大成するに至りし者は、實に我が瑜公こと頼瑜和尚其人であつたのである。

和尚(字俊音)は嘉祿二年紀州那賀郡山崎村に生れ、幼にして城南玄心園梨の下に出家受戒し、後高野山に登りて大傳法院の學侶となり研鑽年を累ねしが、當時寺方と院方との間に争鬪絶ゆる間がなかつたので和尚は痛く之を厭ひ、建長の初、山を下つて奈良に遊び興福寺及東大寺に於て法相三論華嚴等の餘乘を學び、傍ら眞言院に入りて密乘の秘訣を探り、越えて康元元年仁和寺に至りて廣澤の法水を掬み、正嘉元年高野山に戻りて初めて『十住心論愚草』及『即身成佛義顯得鈔』等を草し、此頃(三十三歳)より専ら著作に従事するに至つた、其後文應元年には學、顯密に精

通し野澤(小野流と廣澤流)の諸流を囊括すと稱せらるゝ木幡觀音院の眞空阿闍梨(字は廻心號は中觀)を訪ふて秘密の口訣を受け且つ諸宗章疏の疑義を質し、弘長元年正月園梨を仰いで廣澤流の灌頂を受けられ、其年六月醍醐山に到り三寶院の正嫡なる報恩院憲深僧正に謁して親しく同流の口訣を授かり且つ十八印契の秘傳を受け、日々に所聞を綴輯して『野道鈔』を作り、之を僧正に示したるに僧正乃ち卷末に『藍よりも青じ』との數言を書して深く之を稱讚せられた、和尚はまた再び高野山に戻り文永三年(四十一歳)大傳法院の學頭職に就き、同年丈六堂に於て傳法大會を行はる、(傳法會を丈六堂に張行せるは大傳法院は仁治中火災に罹り未だ再建せざりしが爲である)

同九年大傳法院再建成るや、和尚は大傳法院の僧坊に住して自ら中性院と號し、屢々高野醍醐の間を往復しては研鑽に怠りなく、建長元年(五十歳)には醍醐中性院に在りて年々傳法會の談義に於て得たる大疏(大日經疏)の草稿を整理し補訂して『大疏愚草』十八卷(今は分つて廿五卷となす)を作り、茲に初めて新義の學說なる加持門說法の義が大成せられたのである。

〔註〕こゝに中性院と云ふは和尚居住の場所に従つて名けられたるもの故、高野にも醍醐にも根來にも中性院はあつたのである。

次いで弘安元年秋、醍醐山座主覺洞院實勝法印の高野山に登られたるを機とし、翌年四月中性院の道場に於て法印より傳法灌頂を受けて第二重の印可を蒙り、翌三年七月第三重許可の秘印を授かり、茲に於て秘璽密訣悉く寫瓶し盡くすや、和尚の學德滿山を壓して比肩すべき者なく、傳法院の勢威彌が上にも金剛峰寺を凌駕するに至り、却つてま／＼寺方衆徒の嫉視する所となり、遂に大湯屋建設のことより一大争鬪を演じ、正應元年和尚は意を決して高野を退轉し、根來山に移住するに至つたのである。

高野退轉後の和尚は、當初神宮寺の僧房に在りたるが、永仁五年よりは常に根來中性院に住居し七十二歳の高齡に達するも猶ほ撓まず、正安元年立義分短冊を作り神宮寺に於て堅義を行ひ、以て根嶺の永式と定められた、越えて嘉元元年十一月病に襲はれ翌二年正月元日終に人壽七十九歳を以て杳然として遷化せられたのである、(滅後二百三十餘年元文の初に至り僧正を進贈せらる)

和尚は東寺の吳寶、高野の宥快と共に眞言一家に於ける三大教相家の一人として後世に至るも猶ほ末學の規範となり其學徳を頌はれつゝあるが如く、和尚の生涯は全く研鑽と著述とを以て終始され、其著實に一百七部四百五十餘卷を算せられ、本宗の事教二相に亘りて幾んど註解を加へざるものなしと稱せられてゐるのである。

和尚はまた常に新義の學説を大成したるのみならず、事相に於ても衆流を包括して自ら一家を成し、即ち中性院流の鼻祖として後世に仰がれつゝあるのである。

運徹泊如和尚贊して曰く

宏覽博識の才、神悟達觀の智、筆を肆にして策を成し、積んで棟に充ち牛に汗するに至る、學者の階梯後昆の龜鏡に非ざること莫し、吁、瑜公微りせば吾門の紀綱殆んど地に墜ちなん矣。

瑜公逝いて四年、徳治二年聖憲(字は定林)和尚、和泉の國に生れ、童髻彌勒院の實俊僧都に従つて剃染し、長じて大傳法院に投じ、順繼、頼豪の二老宿に就て瑜公の加持説を繼ぎ、更に中性院の増喜闍梨に従ひ同流を皆傳して中性院の第四世となり、尋いで大傳法院學頭の職に登るや、爾來傳法大會の法則亦た大に整備し、根嶺の教相ますく興起するに至つた。

先是瑜公は根嶺の論議條目として三千條(大日經疏、釋摩訶衍論中より)を選みて之を定めらる、即ち當時根嶺に於ては此條目中より五六十箇條の論題を擇びて毎年之を論議するの習であつたと傳へられてゐる、然るに三千條の論題は餘りに繁に過ぎ初學者をして茫漠の嘆を發せしむるものあるを以て、和尚(憲公)は其粹を取りて大疏百條の論艸を撰定し、大疏百條第三重と題して十卷となし(更に自證説法十八段の論艸一卷を作る)又た釋論よりも同じく百條を選みて之を門弟に筆記せしめ、釋論第三重十卷を作り、永く論議の手鏡とせられたのである、時に和尚八十一歳、其跋に曰く『口に依つて筆鈔せしむ恐らくは辟字惟れ多からむ、唯義理の巧妙ならんことを要す、何ぞ文字の正不を論ぜんや……亦た間々經論疏章の語記の差あり云々』と、實に釋論第三重の如きは和尚の暗記せる所を門弟に筆記せしめたるものなるを思へば、和尚晩年の強識も亦た驚嘆に値するであらう。

爾來新義眞言の論議は、此の二書の範圍を出づることなくして今日に至り、現に傳法大會として行はるゝ堅義じんぎの如きも必らず此の二書中より論題を選ぶことになつてゐるのである。

〔註〕既に第二章傳法會の條下に於て述べたるが如く、往古にありては傳法會と堅義とは、全く別物として行はれ、傳法會は密部の經軌論疏を講讀授受し問答する所の學會なるが故に、必らずしも大疏釋論の二書に局らるゝことなく、十住心論、即身義、祕鍵等論題は區々にして一定してゐなかつたのである。

和尚は瑜公の後を承けて論議の條目を制定すると共に、新義教學の完成發達に畢世の力を注ぎ、明德三年五月晦日行年八十六歳の高齡を以て遂に示寂せられたのであつた。

泊如和尚の贊に曰く

第三重二十卷の中、往々古へ振り義通せざる處に至つては、更に新たに義を立て、之を疏通す、皆細詳精妙なること河を決ぐり江を濬くするが如し、謂ふべし我門大禹の手なりと、曩昔密嚴尊者は自然の慧を發得し、義章祕釋を著はして學者の未聞を啓く、故に世新義派の太祖と稱す、然れども猶ほ濫觴の如し、憲公の世に出づるに至て江津の航舫に似たるか、阿字觀法の論の若きに至つては、則ち末學邪疾の鉞厄なるかな。

と、古來末學の徒いづれも賴瑜和尚と聖憲和尚との功績を讚歎して、瑜公憲公と尊稱し、以て其名を末代に輝かしつゝあるのである。

第四節 根嶺歴代の學匠

新義加持説の教義は賴瑜聖憲二公に依りて大成されたることは既に叙述の通りであるが、爾來根嶺の教學は頓に旺盛を極め優に高野を凌駕するの概あり、隨つて二公に亞ぐの學匠相次いで輩出し、益々根嶺の教風を宣揚するに至つた、即ち瑜公の下には良殿、印俊、玄雲、實算、順繼、賴蒙の諸傑あり、就中順繼開梨最も瑜公の矚目する所となり、一日病床に侍して左の付託を受くと傳へらる、

『吾れ向きより勸劣向勝不退門の義科に短冊を製せんとすること久し、未だ素志を遂げず、吾れ今衰ひたり、此疾必ず起らず、願るに子が器宇凡に非ず、善く吾志を繼ぐべし、今子に屬す短冊を輯録して庶くは豎義を啓行せば復た遺憾なからむや』

と、乃ち瑜公示寂の翌年秋九月に到つて、勸劣向勝不退門廣短冊(十題の論草)を製作して瑜公の遺囑に酬られた。而して憲公の門下には亦た快深開梨あり、毫も榮達を望まず、常に中性院内の一小房に籠居して専ら研學に耽りつゝあられたが、風を慕ふて贄を納るゝの徒其門に雲集し、應安年中定俊鈔十卷を作りて其名後世に著はれ、更に又た中性院聖増の下に聖融開梨あり、中性院第六祖に仰がれ博識の譽高く、嘗て聖増阿開梨の灌頂私記五卷を修訂して三卷となし、却つて其の義前者に勝ると稱せられた。

次いで智積院第一世の祖長盛開梨あり、論草數十卷を輯録して後世學徒の依憑となり、博學宏識を以て知らる、已上の諸巨匠に次いで融秀、政憲、融喜の三學匠あり、いづれも根嶺一時の俊髦として義龍義虎の名を馳せられた逸足

のみであつた。

降つて文明の頃に至り十輪院に道瑜、閻梨の出づるあり、學徳並び高く年齒未だ若く法蔭亦た隨つて淺かりしも、客衆方學侶に推されて學頭職に上るや、學徒等閻梨を尊んで能化と呼び、各自を所化と稱するに至つた、是れ新義眞言に於ける能化所化の濫觴である、閻梨著はす所疏鈔（大疏尋求鈔）數十卷あり、後世に珍重せらる、當時又た常住衆を率ゐたる學匠に頼譽、閻梨あり、義學梵儀に精通し、論議の私記及行法要集等の著あり、常住衆に擧げられて學頭となり、一山兩學頭の對立を見るに至る、閻梨後に妙音院を創して第一世となり、院の傍に小池あるに因んで自ら小池法印と號せられた。

其後十輪院の聖譽、聖瑜、妙音院の女性、玄譽等を経て、智積院日秀、妙音院頼玄の兩巨匠を出すに至つた、智積院日秀は童髻にして出家し、根來に學びて密乘を修め、更に南都に出でて華嚴三論唯識因明等の玄底を究め、斯くて顯密の學成るや、弘治元年根嶺一山大衆の請を容れて自證說法等の論草を作り、翌年推されて智積院の席を董し、六大法身の算題を以て晋山の講席を行はれた、是れより智積妙音の兩院に新任ある時は、必らず此の嘉例を襲ひ六大法身の算題を以て晋山論議となすに至つたのである、更に同三年には醍醐寺に到り源雅大僧正に就て報恩院流の奥旨を傳へ、遂に天正五年行年八十三歳にして示寂せられた、其著大疏並釋論の鈔記論草等皆傳寫して世に行はる。

妙音院頼玄閻梨も亦た根來になりて玄譽に師事し深く密宗の奥義を究め、更に南京に遊びて性相因明等の餘乘を修め、永祿十年玄譽阿遮梨の付屬を受けて妙音院に晋み、自ら小池坊と號したりしが、天正十二年享年七十九歳を以て永眠された。

一山の學侶、日秀頼玄兩化主の輪下に在りて各々其の承くる所を筆録し纂輯して軌範とした、所謂智小の口訣と稱するものにして、永く兩山學徒の珍重する所である。

斯くて根嶺の學寮はます／＼殷盛を極むるの時、前記兩巨擘の下より二個の俊傑を打出した、即ち一は智積院玄宥にして他は妙音院專譽である、兩者學徳聲望相伯仲し、眞に龍虎共棲の狀あり、一山の學徒また各々其の私淑する所に偏倚し、兩々相下らず、先是根嶺には常住衆と客衆とあり、自ら甲乙二派となりて黨同比周し、常に相反目するの風があつた、果然專譽僧正常住衆に推され師跡を襲ふて學頭職に上るや、客衆之を擇ばず往時道瑜頼譽兩學頭の例に倣ひ、玄宥僧正を仰いで學頭となし、復び兩學頭の對立を見るに至つたのである、奚んで知らむ是れ實に後世智豐兩派分立の發端である。

以上列叙したる諸學匠は、其の一二を除き他は悉く大傳法院の學頭職に上りたる逸材のみであるが、今左に仁和寺記録大傳法院座主次第及結網集に據りて、學頭次第を列記すれば左の通りである。

▲大傳法院座主補任次第

野山持明院眞譽阿闍梨

覺鏤上人（或は第一世となす）

神覺阿遮梨

淨嚴房日禪

仁和寺釋迦文院大夫法印隆海

同 池上少納言僧都覺尋

同 寂光院肥後阿遮梨尋海

同 眞光院亮法印覺瑜

同 胎金房少將法印覺禪

同 勝寶院一長者道耀大僧正

同 寶生院國師禪助大僧正

同 眞光院仁和寺別當成助大僧正

是より已降代々仁和寺眞光院永宣旨の兼職となりて天正年間根來破滅の時に至る

▲大傳法院學頭補任次第

寶生院教尋闇梨(一名永尋字は寶生)

信慧闇梨(字は曜覺)

密嚴院第二世兼海闇梨(字は淨法)

蓮華院俊晴和尙(字は顯揚)

華遊院會慶和尙(字は覺顯)

同 觀心和尙(字は實悟)

東別所忠俊和尙(字は道悟)

中性院始祖贈僧正賴瑜(字は俊音)

清淨金剛院良殿和尙(字は定俊)

修學院印俊和尙(字は體日)

教王院玄雲和尙(字は日成)

寶積院實算和尙(字は賢順)

迎接院順慶和尙(字は勝圓)

蓮華院賴豪和尙(字は行心)

中性院第四世聖憲和尙(字は定林)

同 第六世聖融和尙(字は空識)

智積院第一世長盛和尙(字は眞憲)

妙樂院融秀和尙(字は良順)

總持院政憲和尙(字は信聖)

十輪院融喜和尙(字は琳識)

十輪院道瑜和尙(字は玄音)

妙音院第一世賴譽和尙(字は定嚴)

十輪院聖譽和尙(字は深音)

(初めて兩能化あり)

同 聖瑜和尚(字は玄正)

妙音院玄譽和尚(字は堯運)

智積院日秀和尚(字は玄紹)

妙音院頼玄和尚(一名仲傳字は定識)

妙音院專譽和尚(字は宮賢)

智積院玄宥和尚(字は堯性) 再び兩能化となる

以上の中大傳法院座主次第は尙ほ攻究の餘地あるべし

第五節 天正の兵燹

藤原時代の末期より王政漸く衰へ、兵馬の權終に武門に歸するに迫り、世は刈菰の亂れにみだれて政令全く行はれず、諸方の豪族また競ふて私兵を擁し、動もすれば比隣を攻略して武威を張るに到り、廣大なる伽藍及莊園を有する大寺巨刹は自衛上坐視し能はず、所謂僧兵なる者を蓄へて之に備ふるの止むなき状態に立ち到つた。

此時に當り根來山も亦た伽藍の守護莊園の防備に行人なる者を置きて之に當らしめたものであつたが、勢ひ乗ずる所、行人の威力年を逐ふて増大し、遂に根來法師の名を天下に轟かすに及んで、さしも慧學練磨の大道場も、宛がら一城砦の如き觀を呈するに至つたのも、蓋し止むを得ざる情勢であつた。

事態斯くの如く既に南海の雄を以て誇りつゝあつた根來法師の一團は、天正十年織田信長の弑せらると聞かや、ま

すゝ其の暴威を揮ひ兵を泉州表に派して諸處に城寨を築き、越えて同十二年尙かに徳川家康と歎を通じ、以て豊臣秀吉に對抗せんと企てたのである、斯くて數度の會戰を経て根來法師等さんゝに敗北し、翌十三年三月廿三日秀吉の軍長驅して根來寺に迫り、一舉に火を放つて焼打を加へたのであつた。

此の兵燹に因り太祖上人以來四百四十三年、瑜公の根來移轉より二百九十八年の星霜を累ねて、正に南海の偉觀と稱せられし根來の法城も、僅に二晝夜の間に輪奐たる堂塔伽藍概ね烏有に歸し、僅かに數字を餘すのみの悲運に際會したのである。

併かし幸ひにして兵火を免かれたるもの、大塔、不動堂、大師堂、大傳法院あり、大塔は即ち多寶塔にして二層(下層方五間)圓形本瓦葺、基方八間高三十八間、現に特別保護建造物として儼存してゐる、大師堂は方四間半覺鏤上人自作の像を安置し、不動堂は八角寶形造方三間の建物にして弘法大師作の不動明王を本尊とし、孰れも天文年中(四百年前)の建築と稱せらる。

大傳法院もまた此時殘存せるもの、一であるが、秀吉之を洛北紫野大徳寺の僧に與へたる爲め、紫野文藏主之を破却して和歌山に曳き出し、更に大阪に運びたるに、秀吉之を聞きて大に怒り、根來に住せんが爲に寺を望むと思ひしに之を毀ち運ぶは存外なり」とて、悉く根來へ運び返さしめたことである。

益軒の南遊紀行に此事を記して曰く

「豊臣秀吉公の時、紫野大徳寺の僧に傳法院を賜ふ、此僧大塔諸堂を紫野へ引き取らんとて、堂をこぼちて紀ノ川を下し和歌山の西(今傳法と號す)に出し、攝州大阪にまで引きよせにける、秀吉公聞き玉ひ、根來に住せんため寺を望む

と思ひしに、諸堂を毀ちしは存外なりとて甚だ怒り玉ふ、故にまた根來へ返しける、大阪にて其材木の寄りたる所を今も傳法と云ふ」

と、大傳法院は實に十八間四面の大伽藍であつたのである、恠くて根來の没落するや、濫りに干戈を弄したる僧兵等は一時に滅亡し、敗竄の徒は或は郷里に隠れ或は徳川氏の幕下に歸して、悉く離散した。

今試に徳川氏との縁故を尋ぬるに、天正十二年家康公小牧長久手の役に井上主計頭を根來に遣はして兵を求めたるに、根來寺にては直ちに之に應じて兵を出したることあり、依て根來没落の後徳川氏は根來僧兵中二百人を選び、内百人を幕下に召して俸米を給ひ、残り百人に對しては後命を待つべしとし、後各八石づつの俸米を受けて徳川氏の恩顧を蒙つたと傳へられてゐる、是等の一味は根來同心と稱して、孰れも皆院號坊號を名乗り、總髮にて世々相續するに到つたのである。

更に又た専ら教學の研鑽に耽つて居つた學侶等は、辛うじて兵火を脱し智積院玄宥小池坊專譽の兩學頭に隨つて一時の難を高野山上に避けられたのであつた。

第六節 根嶺の義學

——新義學說の大綱——

こゝに根嶺の義學とは根來大傳法院に於て全く大成せられたる加持説を指して云ふのである。抑も眞言宗所依の經典たる兩部大經の教主が本地身なるか將た加持身なるかに就ては、經疏の義趣頗る幽玄にして、孰れとも容易に判定し難く、隨つて古來より和漢東台兩密學匠の間には、幾多の異義を出し、所謂蘭菊の美を争ひ來つたる教主論上の大問題であるのである。

彼の本地身無說法論者なる隆惠が、高野山の金堂に於て道範等の本地説家を對手として一週間に亘れる大論難を試みたるが如きは其一例にして、此時隆惠に與したる者六名の中三名は論場に即死し、他の三名も相次いで歿したる爲是れ大帥及明神の冥罰なりなど誹謗せらるゝ等、如何に其の爭論の眞劍にして激烈なりしかを想像するに餘りあるのである。

爾來高野山上にては本地説(自性本地身有說法)を固執せる金剛峰寺方と、加持説(自性加持身有說法)を骨張せる大傳法院方との兩學徒の間に、しばしば大論戦を起し、所謂龍虎相搏ち劍戟相磨する底の激論をくり返されたのであつた。

斯くて加持身説法の新義は頼楡和尚に依りて漸く大成せらるゝに至りたることは前段既に記述の通りであるが、和尚一たび大傳法院の根基を根來に移すや、加持の教風ますます揚り、遙かに野山の法幢と相對峙して互に覇を争ひ、

遂に新義眞言の別立を見るに至つたのである。

さて然らば新義眞言の義學は果して如何なる學說なりやと云ふに、先づ第一に顯密二教の法身觀に就て其の大略を知るの要がある。

弘法大師は辯顯密二教論に於て端的に顯密の異同を論じて曰く、

『應化の開説を名けて顯教と曰ふ、言略にして機に逗へり、法佛の談話之を密藏と云ふ、言祕奥にして實説なり』

即ち通途佛教にては法報應三身を立つる中、顯教は應身の説にして密教は法身の説なりと云ふのであるが、随つて又た顯教にては法身無説法應化有説法と説くに對して、密教は法身有説法と説くとの義を宣明せられたのである。

此の法身説法の有無が直ちに顯密二教の岐るゝ所以であるが、斯くの如き根本的相違を生ずるに至りたる主因は、實に法身觀上に於ける法身其者の解釋如何に基因するのである、即ち顯教なる一般佛教に於ては法身は無相空寂なる眞如の理法を意味するが故に、法身には説法なしと立つるのであるが、我が眞言密教に在りては現實の存在なる一切萬象悉く是れ大日如來の三摩耶身なるが故に、法身にも説法ありと立つるのである。

弘法大師は其の著即身成佛義に『諸の顯教の中には四大等を以て非情と爲す、密教にては則ち説いて此を如來の三摩耶身と爲す』と説かれてゐる、即ち現象界の當相皆是れ法身大日如來の當體にして、其の生物たると非生物たるとを問はず、悉く皆大日法身の顯現したる靈體に外ならずと觀るのである。

斯くて顯教の法身は無色無形無説法と説くに對して、密教は有色有形有説法と立つるのであるから、顯密二教の法身觀は全然相反するものと見るべきである。

併かし法身説法と云つても、法身は元來絶對的のものであるから、其説法も素より相對的のものではない、即ち法身自體に契證せる法門を單る必然的に演説したまふと云ふ意味なのである、之を密教の術語にて示せば『法身大日如來は從身流出の自眷屬と共に自受法樂の爲に自内證の法門を説きたまふ』と謂ふのである。

いま茲に云ふ法身説法とは、所謂自證の極位と稱する絶對界に於て自受法樂の爲に説法さるゝのであるから、未だ相對界に於ける衆生濟度の方便とはならない。依て法身如來は無緣の大悲止み難く、更に方便道を以て化他門に向ひ一切衆生の爲に説法せらるゝのである。之を密教にては受用身變化身等流身と號して、前の自内證位に在る法身を自性身と稱し、加へて四種法身説を立つるを以て密教通例の佛身觀となすのである。

而して茲に大問題を惹起せるは、前述の法身説法に就て我が密教内に幾多の異説を生むに至つたことである、勿論法身に説法ありとの原則的立論については毫も異論なき所であるが、一步進んで然らば能説の教主如何と云ふ問題に逢着して端なくも大異論を生じ、遂に大別して本地説加持説の兩義となり延いて新占兩派の分立を見るに至つたのである。

さて謂ふところの本地説加持説とは如何なる學說なるか、いま之を説述するに先だち、古來密教の二大潮流として事教兩相の上に重要な意義を有する一法界多法界の兩説に就て其大要を説明して置かう。

言ふ迄もなく我が眞言密教に於ては、六大法身を以て宇宙萬有の本體又は總體となすのであるが、此の六大法身を全一平等體と觀るを一法界説とし、無限の差別相を具有すと觀るを多法界説となすのである、即ち前者は眞空を表として妙有を裏とし、後者は妙有を表として眞空を裏とせるが爲である。

而して此の二つの潮流は、夙に印度以來胚胎し來つた思想ではあつたが、支那に入りて漸く統一的傾向を示すに至り、彼の一法界系なる善無畏三藏は一面に空を説きながら他面に有の思想を抱き、又た多法界系なる不空三藏は一方に有を説じつゝ他方に空の思想を脱し得なかつたのである、然れども彼等兩三藏の時代には未だ一と多空と有との兩思想を統一する迄には至らなかつたが、我が宗祖弘法大師は巧に之を統一して二而不二なる永遠不磨の教格を確立せられたのであつた、即ち此の相反せる二つの思想は宗祖の六大法身説に於て最もよく調和し統一し表現せられたのである。

抑も此の六大法身説は、地水火風空識の中前五大の思想を大日經より得、第六識大の思想を金剛頂經より得て、此の兩者を統一し六大を以て宇宙能造の體となされたのであるから、六大法身は即ち金胎兩部の總台體であつて理智二法身の統一體なること亦た論を俟たざる所である。斯くの如く六大法身は理智二法身の不二體ではあるが、而かも其の意味は理と智との和合を不二と謂ふにはあらずして、寧ろ一體の兩面觀となすを至當とするのである。

翻つて本加兩説の根本的立脚地を求むるに、前述一多兩思想中に其基調を見出し得べく、即ち一法界説に據れば能説の教主は之を加持身と見るべく、多法界説に従へば之を本地身と謂ひ得るであらう。更に之を詳論すれば先づ本地身説の基調たる多法界觀より之を見れば、法身は單なる無相の空理にあらず、有色有形にして三密の妙行を具する有相身なるが故に、彼の顯教の諸法の相を絶離せる無相の空理を法身と談するに反し、我が密教にては諸法の當相さながらに法身の靈體なりと觀するのである、されば自性の極致を有相と見るは、寧ろ密教の特色と謂ふべく、法身説法とは即ちこの自性の極位に於て説法することを云ふのである、宗祖大師は辯顯密二教論に於て、

「自性受用身は自受法樂の故に自眷屬と與に各三密門を説きたまふ、之を密教と謂ふ、此三密門とは所謂如來内證智の境界なり、等覺十地も室に入る能はず云々」

と説いて自性身説法の義を明らかにして居られる。

此等の論證に據つて自性本地身を密教の教主なりと主張する一派は、高野山の法性、道範を首として金剛峰寺に屬する學徒等であつた、此説は應永の頃有快和尚によつて大成せられ、以て今日に迫んでゐるのである。

之に反して一法界觀を基調とせる加持身説に依れば、前述自性身の説法は所謂自受法樂の爲め必然的に發露されたる法悅的歡喜の叫びとも謂ふべき絶對的のものゆへ、所謂等覺十地も見聞し能はざる目内證の境地にして、勿論説法聽聞の對告衆とはなく、隨つて眞の意味の説法とは認め得られないと云ふのである。

故に加持身説にありては、此の自性身は往昔の悲願止みがたく、而かも自證智の極位に住しながら直に加持身を現じて自己内證の境界を末代衆生の爲に演説せられ給ふたのであると説き、若し所説の經本に就ていへば、自性身の説法は即ち法爾常恒本の謂にして加持身の説法は即ち現世流布の兩部大經であると主張するのである。

斯くて加持身説は、自證會の上に於て既に二重の法身を認め、更に一法界觀に依りて一重の無相法身を加へ、即ち自證會上三重の法身を建立して兩部大經の教主を定めんとするものである、故に彼の本地説にては遮情無相を顯教の所談とし、表徳有相を密教の立場としてゐるのであるが、加持説は表徳有相に於て三重を立つるのである。

即ち第一重最極位は無相無説法、第二重は無相の有相にして自受法樂の説法あり、第三重は自證會の加持門にして兩部大經の教主となすのである。

今試に兩者の所説を圖表せば左の如くである。

▲本地身説
(顯密合論) 自性本地身——自證位——表徳……密教
他受用現瑞身——加持世界位——遮情……顯教

▲加持身説
(顯密合論) 自性本地身 智門 無相の無相——不說法
悲門 有相の有相——必然的説法 自證位——表徳——密教
他受用現瑞身——加持世界位 遮情——顯教

抑も眞言密教の教主が自性身なることは、宗祖の高判に依りて異議なき所なるも、兩部大經説法の位は果して本地身なるか或は加持身なるかといふ所謂教主問題に就ては、經疏の文相卒かに判じ易からず、随つて學者の見解また一様ならざりし爲、遂に上來縷述の如き本加兩説を生ずるに至つたことは、冒頭既に論述の通りである。

依て大日經疏に據りて一二の例證を示せば、ロノ疏一、九丁には『薄伽梵者毘盧遮那本地法身』とあるが故に本地身説と見るべく、又た同疏一、三丁には本地身の境界は『言語盡竟、心行亦寂』とあり、更に同一、九丁には『如來者是佛加持身』とあるより見れば、自性身の上に心行亦寂なる無相の義と加持なる有相の義とありて、結局加持身説とも見られるのである。

故に一法界を奉ずる者は加持身説に左擔し、多法界を認むる者は本地身説に參同するは、寧ろ當然の歸結と云ふべく、輕卒に正邪の批判を下し得べき問題ではないのである、殊に本加その孰れにしても同一自性身上の義門であるか

ら、兩者必ずしも氷炭相容れざる底のものではないのである。

されば徳川時代には、之が折衷説又は融會説を唱ふる者漸く輩出し、就中惠光、曇寂、道空、法住、戒定等の諸巨匠は、其の最も雄なる者であつた。

以上簡略ながら本加兩説の梗概を述べて新義學説の大綱を示したのであるが、之に依て見ても太祖興教大師は決して加持身説の創始者ではなかつたやうに思はれる、勿論太祖上人は一法界系に屬せるが故に、無相を至極とせる加持身説を懷抱せられたりとは推測し得べきも、未だ太祖の時代には本地身説對加持説といふやうな組織立つた學説は見られなかつたのである。

併かし太祖の入寂後大傳法院方は金剛峰寺方の多法界本地身説に對抗して、専ら一法界加持身説を主張し、積年研鑽の結果賴瑜和尚に至つて大成されたのである。

第四章 智豐兩山

第一節 兩山分立の基因

智豐兩山は當初根來に在りて智積院妙音院と並び稱せられたる一小僧房に過ぎなかつたが、根來兵燹後一は洛東の地に一は初瀬の山に再興せらるゝに迨びて、終に根來學徒を兩分し互に一方の覇を稱ふるに至つたのである。

併し其基因は遠く根來時代に胚胎し、玄宥專譽兩能化の對立を見るに至つて、全く兩山分立の端を發したと云ふことは、前章既に叙述の通りである。

元來根來山學侶中には常住方と客衆方とありて互に相反目し、大傳法院學頭の交迭毎に多少の紛議を醸せるもの、如く、曾て十輪院道瑜客衆方より選ばれて學頭職に上るや、常住方之に服せず同時に妙音院頼譽を推して學頭となし以て兩學頭對立の俑を作り、爾後教代双方交互に學頭を擧ぐるの例を設けて稍よ少康を保ちつゝあつたが、常住方妙音院頼玄の時に至り、何故にか前例を破りて其高弟專譽をして學頭職を繼がしめたるため、忽ち客衆方の反感を買ひ遂に智積院玄宥を推戴して之と對抗するに至らしめたのである、根來破滅記に

『然るに坂東衆の國宿房尊勝院に集せられ、智積院堯性房(玄宥)も能化と號し兩能化たるべき由相談せるなり、下院へ堯性房より内々に頼み申さる故なり、堯性房集會の座に出合ひ頼み入る由申渡し則ち歸坊せらる、跡にて衆中は種々に談合有之、其日は相調はず翌日集會して大方談合相調ふなり』

と、記するが如く常住方なる專譽能化に對して客衆方よりは玄宥能化を立て、再び兩學頭の對立を現出したのである。

る。

快道記に『專譽玄宥以後は妙音智積を以て能化の席と定む、輪下の所化も亦た自ら別なり』とあるが如く、此時より根來學徒は全く二分せられ常住方は妙音院に客衆方は智積院に配屬して、他日智豐兩山分立の基因をなしたのである。

第二節 兩能化高野山上の苦難

天正十三年三月廿二日、根來一山悉く焦土と化するや、玄宥專譽の兩能化は法城の没落を悲しむの暇もなく、敗竄の學侶を率ゐて難を高野山上に避け、此處に再び法幢を樹立せむことを企てられたのであつた、根來破滅記に

『愚老(日譽)は十輪院と同道して晨朝寺中を出で高野山へ趣くなり、常の道には相替り東坂元へ出で、夫れより南方へ行き高野へ取退くなり、上代奈良の滅亡に替らざるなり』

と、多くは此の道順を取り高野を指して遁れたのである、更に『高野春秋』此日の條下には

『根來寺兩能化玄宥小池坊(專譽又妙音院と號す)來奔す、(從者數百人、學徒清淨心院谷に匿る)是れ根嶺は秀吉公の火攻に依るなり、(士卒細野の山中に隠る、今現に根來寢と號す)』

とあり、即ち兩能化は清淨心院谷に安住の地を求めんと欲せられたのであつたが、此時野山衆徒の間には種々の異論ありて容易に決する能はず、遂に歡仲法印をして公慮を仰ぐに至らしめたのである、『高野春秋』天正十三年七月九日の條下に此事を記して曰く、

『九日、帥の法印歡仲の報書（是レ去年來奔ノ新義兩能化法幢ヲ清淨心院谷ニ立テ、往古ノ如ク傳法會ヲ當山ニ執行セント欲ス）曰く、新義の僧侶自己の法門を高野に再興せんと欲すれば、先規の如く之を相拂はるべきなり云々（新義ノ學徒清淨心院谷ニ雲集ス、然シテ年頭坊ヨリ之ヲ制除スレドモ肯セズ、仍テ公慮ヲ窺ハンガ爲ニ歡仲法印ニ内奏ス、蓋シ歡仲ノ返書殿下ニ達シテ此趣ヲ呈セラル、則チ兩能化ニ届ク、（下略）

即ち歡仲は七月に至り、秀吉の命を承けて其消息を兩能化に傳へられたのである。

紀伊續風土記には

『根來寺破滅に就て智積院月輪院當山に相頼らる、先づ身を隠さるゝ體に候、然る處彼寺新義の佛法高野山に於て執行せらるゝの條、一山の衆徒御違亂有之由尤も餘儀なく候、覺鑿當時離山の儀古義新義二分に依るは右の通りに候處、只今又た新義の佛法再興候條一向不謂の所爲に候、所詮六借（ハツカシク）思召され候、先規の如く當山を追ひ拂はるべき旨御遣はさるべく候、定んで違儀あるべからず候、』

と記述してゐる、四圍の情勢既に斯くの如く極めて不利であつたが爲に、兩能化をはじめ隨從の學侶もいま將た如何とも詮術なく、悄然として山を下り再び放浪の旅路に赴いたのである。

一難去つて又一難、高野山下を辿りつゝある兩能化の感懷夫れ果して如何なりしぞ、想ひ見るだも涙の種ではないか。

附記

古義新義の名稱初めて前記風土記に見ゆ、蓋し此頃より用ひはじめられたるものか、

第三節 兩山中興の祖

智積院も妙音院も共に根來に在り、智積院は長盛學頭の創立せられたるもの、妙音院（小池坊）は賴譽能化に依て建立せられたるものなるが故に、智積院の第一世は長盛學頭であり妙音院の第一世は賴譽能化であること勿論ではあるが、根來時代の兩山は單なる大傳法院の附屬僧房たるに過ぎず、隨つて未だ一派の總本山たるの寺格も内容も具備せなかつたので、由來智豐兩山とも中興始祖たる玄宥と專譽との兩能化を以て、各々其第一世と仰ぎつゝあるのである、依て茲には玄宥專譽兩能化の略傳を叙して兩山の祖師傳となすのである。

一、智山中興第一世玄宥僧正小傳

玄智僧正は字は堯性（性或は昌）俗姓は膝付氏と稱し、下野國皆川邑に生れたるのである、年七歳邑の持明院有日僧都に上の室に入りて剃染し、後根嶺に登りて慧解を磨き還りて持明院に住せられたが、居ること數歳にして再び根嶺り密教の蘊奥を究め、更に南京に遊んで唯識を興福寺に三論及華嚴を東大寺に學び、俱舎を三井に台教を叡山に受けて根來に戻り、日秀能化の衣鉢を繼ぎて智積院に住し、天正十二年八月客衆方に推されて能化となり、翌年根來の燒かるゝや、遁れて高野山に隠れ翌年山を逐はれて京師に出で、或は醍醐に或は高雄に轉々流浪して備さに辛酸を嘗め、慶長元年二月僧正に任ぜられ、翌三年洛北内野の寺地を賜はりて法幢を樹つるに迫ひ、學徒漸く雲集し僧房狹隘を告ぐるに至りて、家康は更に洛東豊國の梵宇を賜ひ、寺領二百石を附與して其業を授けられたのである。

乃ち僧正は此の地域を分つて上下の二寺となし、上寺を自己の居室とし下寺を講堂に充て、林間の處々に僧房を營

みて四乗の學徒を收容し、大に教筵を張られた、洛東智積院は實に此時を以て後世獨立の第一步を占めたのである。斯くて僧正は智積院中興第一世として不朽の功績をのこされたのであつたが、遂に慶長十年十月四日行年七十七夏滿五十七にして奄然として示寂せられた。

二、豊山中興第一世專譽僧正小傳

專譽僧正は字は宮賢と稱し、俗姓石垣氏泉州大島郡の人であつた、年甫めて九歳根嶺山妙音院玄譽の室に投じ、弘治の初南京に遊び唯識を多聞院の英俊に、華嚴を四聖坊の宗助に學び、元龜元年園城延暦の兩山に天台學を修め、更に醍醐に至り無量壽院堯雅僧正に就て諸尊の義軌印契及三部經王等を受けて深く秘藏の奥旨を探り、學成りて根來に戻るや、妙音院頼玄能化に擢んでられて能化職を繼ぎ妙音院に住し、翌年兵亂を遁れて高野に走り間もなく山を下りて諸方に漂浪し終に泉州國分寺に隱栖せられた、偶々大和太守豊臣秀長、長谷寺(當時法相宗にして南都興福寺の所轄)の頽廢に傾きつゝあるを嘆き適材を物色しつゝありたる爲め、忽ち秀長の招く所となりて長谷寺を董するに至つた。

斯くて專譽僧正は長谷寺に住すること十有八年、大に教學を振興したるを以て負笈の徒踵を接して四來し、此處に豊山中興の基を開かれたのであるが、慶長九年五月五日安祥として寂を示された、世壽七十有五。

第四節 兩山創業時代

智山中興第一世玄宥僧正が、根來に在りし智積院を洛東阿彌陀峯の麓に復興してより、第二世祐宜を経て第三世日

譽に至り、所謂百年の大業は茲に全く其の完成を見たのであつた。

慶長九年宇都宮祐宜(字長善)再び智積院に登嶺するや、玄宥能化大に之を悦び直に次補(脇能化)と定められた、然るに第一座日向の俊空甚だ嫌焉たらず、巧に辭を設けて祐宜を欺き強ひて之を郷里に歸らしめ、自ら代つて次補たるを得たのであつたが、俊空はまた自己の賀筵に供したる糍餅を食して頓死を遂げ、衆侶をして頗る奇異の感を抱かしためたのである。

斯くて玄宥能化は不幸にして生前次補を失ひたる爲め、其遷化に臨みて瀧谷寺惠傳を次補となすの遺命をなすに至つた、此時曩に祐宜に意を寄せたる關東方の學侶は、關西方惠傳の次補たるを快からず思ひ、直に使を馳せて祐宜を迎へ下寺に據りて惠傳に反抗の態度を示し、遂に交もく之を駿府に訴へて裁斷を仰ぐに至つたのである。

然るに家康は之に對して『理須らく天下多く歸する者を選びて主となすべし』との裁定を下したる爲め、祐宜は多數の推す所となりて第二世を繼ぎ、惠傳は山科の妙智院を興へられて漸く落着いたのであつた。

次いで祐宜能化は學徳一世に高き日譽(字正純)を次補と定め、慶長十七年十一月十一日忽焉として示寂された。結網集に依れば、祐宜僧正は下野國西方村に生れ、十六歳にして出家し、後十年を経て根來山に登り更に醍醐奈良叡山等を歴遊し、幾多の巨匠に就いて顯密二教の蘊奥を究め、研鑽廿五年の功を積んで下野に還り、桑島の金剛定寺(筆者の現住地)に住し、後岩城の藥王寺下野の持明院等に轉じ、遂に推されて智積院第二世の祖となられたのである。

泊如和尚は『請を受けて桑島の金剛寺に定住し、宏に講肆を開いて四來を獎誘す、道價關左を動かす』と叙し、又

た「陸奥關左の學士皆喁々として化に向ひ世尊の想をなす、藥王之化風此時を盛なりとなす」と云ひ、更に「凡そ力に二あり一は思擇力二は修習力なり、教乘に精熟し機鋒敵なきが如きは思擇の力なり、溺女を度し冤婦を伏し尸厥を起たしむること越人妙手に減ぜず、雨を降らし雨を止むること那迦伽樓の自在を得たるが如きは修習の力なり、修習の力の故に思擇の力いよ／＼妙なり、思擇の故に則ち修習の力ますます／＼神なり、是の如くなる時は宜なり其法力の驗あること」と、辭を盡して推賞せるより見れば、祐宜能化は智解力行俱に絶群の英傑であつたやうである。

祐宜能化示寂するや、日譽僧正直に入つて智積院第三世となつた。『日譽記』に曰く、

『翌年癸丑三月、繼目御禮の爲に駿府に下向す、御前に於て論議三座之を勤む、當寺の御法度同じく知行の御朱印を頂戴し、並に御服八米拜領致して上洛する也』と、

即ち日譽能化は翌十八年三月御禮の爲に駿府に下向して、家康公の優遇を受けられたのである、結網集には

『台命ありて論筵を城中に啓く、率ゐる龍象は元壽、秀算、俊賀、頼勢等皆一時の俊傑なり、問難鋒の如くに起る、衆應ふる事無からんことを恐る、師經を引き理に據つて一々に之を拆く、空中に丸を弄するが如く縦横無礙なり、問者素然として降旗を堅つ、太神君几を撫して快と稱し、近臣士大夫及列國の君侯闔座聽を聳て感嘆止まず』とあり、如何に其論議の眞剣なりしかを想察し得よう、更に『日譽記』には

『同十九年甲寅御召に依り駿府に於て論議五座御聽聞の上に、上意を得て江戸に下向、將軍の御前にて三座勤仕し、帷子銀子を拜領いたし駿府へ上り重ねて論議六座有之、御感淺からず、則ち御服並帷子銀子を拜領す、時の御服にあらざるは別して御懇志の至りか、召連れたる所化衆も江戸駿府に於て銀子帷子拜領申す、七月九日に駿府を立つ

て豊國へ歸寺す、』

とあるに見れば、日譽能化は幾度か家康秀忠兩公の御前に於て論議を鳴らし、ますます／＼兩公の信任を篤くされたのである、又た祐宜日譽の兩能化に仕へたる今村藤兵衛の記する所に依れば、

『右之論議(慶長十八年)以後、大御所様日譽へ被仰付候は、學問器用なる所化は取立可被成由御説意に付、京識房秀算、長存房元壽、圓精房俊賀の三人を申上げ候へば、三僧共に日譽弟子に被致、學問指南候様にと被仰付、則ち三人、御扶持代銀十枚づゝ毎年京着にて被下候』

とあり、更に又た『本光四師日記』慶長二十年二月四日の條下には

『智積院の所化、京識、長存、圓精三人爲學問其地へ被罷越候、此三人者從大御所様學文科被遣、御懇之儀に候間、被成其心得、不混自餘御指南尤存候、此由可有披露候、恐々謹言』

二月 四日

金地院

一門様御内 中沼左京殿

右之文言にて喜多院清涼へも折紙遣はす』

とありて、當時秀算元壽俊賀の三人は特に拔擢せられて、新義眞言學問振興の爲に諸宗の名匠に就て深く研究すべきことを命ぜられたものである、されば以上の三俊賢はいづれも天下の巨匠たらむと欲し各々其志を遂げて、所謂新義の三傑と稱せらるに至つたものであらう、即ち元壽は日譽能化の後を繼いで智積院の第四世となり、秀算は長谷小池坊の第四世を繼ぎ、俊賀は江戸愛宕に據りて圓福寺を開創したのである。

是より先智積院の寺領は二百石であつたが、慶長十九年大阪冬の陣に際し、日譽等は専ら徳川氏の武運を祈願したため、其賞として元和元年七月二十七日更に三百石を加増され合せて五百石となつた。『日譽記』に曰く

『當時知行御加増の朱印を頂戴す、其比當寺は禪家にして祥雲寺と申す、破寺愚老拜領す、本の寺は指上げ奉る、然るに上様歸還以後、常客の長屋は京中の人足を以て引取る也』

此頃智積院の學徒は日を遂うて其數を増し、漸次に寺域の狹隘を感ずるに至つたので、元和元年家康公は秀吉が曾て愛兒棄君の爲に建立されたる祥雲禪寺を日譽に賜はつたのである。此寺は結構宏麗にして輪奐の美を極めたる一大伽藍であつたと見え、結網集には、

『大厦廣殿蒼穹に磅礴し、瓊壁彫樓金碧輝映す、京都第一の壯觀也』

と記してある、日譽能化登城して之を謝するや、側に本光國師あり助言して曰く『智積の老僧京都第一の巨藍を拜賜して喜び謝するに地なし』と、家康此言を聽きて『京都第一なるときは日本第一なり、其の喜びたることを知んぬ』とて破顔微笑せられたと傳へらる。

即ち此の祥雲寺の地域こそ現在の智積院境内である、(伽藍は天和二年七月十三日焼失す)斯くて洛東智積院の基礎事業は第三世日譽能化に至つて、殆んど完成せられたのである。

翻つて長谷小池坊の創業を按ずるに、既に中興第一世專譽能化に依りて諸堂伽藍の修築を畢りたるものゝ如く、慶長五年には

禁 制

一、軍勢甲乙人等濫妨狼籍事

一、放火之事

一、山林竹木伐採事

付人馬取事

右條々堅令停止訖、若於違犯之輩者速可處嚴罰者也、仍下知如件

慶長五年九月廿一日

と云ふ禁制朱印を家康より賜はりたる程にて、寺基漸く整ひたるの觀あり、專譽能化の遷化せらるゝや、性盛(字頼心)鈞命を蒙りて二世を襲ひ、大に教勢を張りて學徒を誘掖し、遂に慶長十四年七月十六日を以て奄然として示寂せられた。

然るに性盛能化には印雅空鏡の二高足あり、性盛能化の老期に及び二人の高足互に後董たらむとして相譲らず、仍て性盛能化は之を上聞に達して決裁を仰ぎ、先づ印雅をして小池坊の住持たらしめ、空鏡をして脇能化たらしめたものゝやうである、根嶺破滅記に、

『脇能化には能化職斗り譲り寺は不讓也、去る間本能化は死期に自ら脇能化を能化と號して宮賢(專譽)は妙喜院と云ふ小寺に住し候、故に自坊にては論義難成故に小池坊にて脇能化の役を勤め候、故に坊舎能化職ともに譲り玉ふ也』

と云ふが如く、當時に在りては住持と能化職とは別々に取扱はれたものであらう、今印雅に住持職を與へ空鏡を脇能

化となされたのは、此等の先例に基きて臨機の措置に出でられたものと思はれる。

斯くて印雅は一旦小池坊の住持となりたるも忽ち失脚して其職を罷め、性盛もまた示寂したるを以て、一山の法幢はおのづから空鏡の左右する所となつたのである、然るに此時再住の秀盛なる者あり『空鏡は偽りて師讓を受く』と稱し、又たもや互に能化職を争ふこととなり、終に之を駿府に訴へて黑白を決せんとしたのであつたが、所謂喧嘩兩成敗となりて孰れも志望を達する能はず、乃ち慶長十五年六月推されて豊山三世を董席するに至つた者は、實に宥義能化であつた。

越えて同十七年秋宥義能化召されて駿府に至り家康に謁するや、豊山封戸三百石を賜り且つ長谷寺法度をも同時に下された、茲に於て宥義能化は同年十月二十七日智積院二世祐宜僧正と背議して數條の制を定め、之を新義眞言の末徒に發令されたのである、其制に曰く

一、御所様如御朱印、本寺田舎都合二十年不遂學問、於國本法談不可有免許

附如例年智積院小池坊兩院之内墨付申請下國可申事

一、企非道之公事人並最負之輩於有之、同罪擯出可申事、

一、智積院小池坊於兩院、少々違亂之所化衆、互介抱不可有之事、

右之條々御説を申請相談を以堅法度申候也仍如件

慶長十七年十月廿七日

小池坊宥義
智積院祐宜

是れ實に智豐兩能化連名發令の嚆矢にして、是れより以後の條目及下狀等は、凡べて兩能化の名によりて新義一派に號令せられたのである。

いま左に小池坊法度並智積院法度を掲げて「案に供しよう。」

▲長谷寺法度

一、爲學問住山之所化不滿二十年者、不可執法幢事

一、坊舎并寺領爲私不可有賣買事

一、所化衆不用能化之命、非法於有之、可追放寺中事

右堅可守此旨也

慶長十七年十月十四日 (御朱印)

▲智積院法度

一、爲學問住山之所化、不滿二十年者、不可執法幢事

一、所化衆、不用能化之命、非法有之者、可追放寺中事

一、所化衆中、結徒黨企公事者、統領人可追放之、若統領人不知時者、上座一人可擯出之事

一、當院領者、豐國領之内二百石也、全令院納、如在來可爲能化之進止事

一、寺屋敷上下并所化屋敷兩所、如先規不可有相違事

右堅可守此旨也

慶長十八年四月十日 (御朱印)

右法度以前に智積院には法度を下されたることありしや否やは、暫らく疑問とする所であるが、『東照宮御實記』巻五、慶長八年の條下には

「智積院に御朱印をたまふ、其文に云ふ、學業の爲佳山の所化二十年に満たすして法幢を樹つべからず、坊舎并寺領私にうりかふべからず、所化等能化の命を用ひず、ひがふるまいせば寺中を追放つべしとなり」

と記してあるより見れば、既に慶長八年の頃に於て前記小池坊に賜はれる法度と同文の法度を下されたものではあるまいか、さすれば慶長十八年の法度は更に二箇條を追加して第二回に賜はつたものと思はれるのである。

徳川氏は前述の如く智豊兩山に法度を下すと同時に、慶長十八年五月關東新義眞言宗法度なるものを下された、以て如何に徳川氏が新義眞言の外護に力を用ゐられたかを察するに餘りあるものがあらう。

▲關東新義眞言宗法度

- 一、爲學問住山之所化、不滿二十年者、不可執法幢事
 - 一、入學問室後、闕座之輩有之者、永可拔長事
 - 一、座位可爲學問階薦次第付不遂住山不可着香衣事
 - 一、諸末寺之僧侶、不可背本寺之命結俗權門企非法事
- 附不可奪取他寺之門徒事
- 一、不伺本寺、不可居住末寺事

右堅可守此旨者也

慶長十八年五月廿一日 (御朱印)

如斯にして豊山小池坊も亦た第三世有義能化の時代に入り、大に徳川氏の庇護を受け、新義一方の根本道場として天下に雄飛するの素地を成したのである。

第五節 兩山興起時代

兩山は既に創業時代を経て漸く興起時代に入るや、年と共にますます勃興の氣運に向ひ、殊に智山の論議は早くも雲上に聞え、遂に宮闕に論議を張るの光榮を荷ふに至つた。

即ち智山第四世元壽僧正は、寛永九年十一月三日後水尾上皇の敕命を蒙りて、一山の義虎十一人を率ひ、仙洞御所に到りて心法色形の論議を鳴らし、大に叡感に預り、翌日「右論議の問答を選擇して注進あるべし」との宣旨を賜り、僧正は直に『論議注記』一卷を製して叡覽に供し奉つたのである、その草本の巻尾に録して曰く

維時寛永九年之冬十一月初三日、上皇の敕命を受けて山中の龍虎十輩を率ひ、講席を仙洞に開き論議を鳳闕に鳴らす……翌日勅して曰く、右の問答決擇悉く之を注進すべし云々、即ち逐一之を記して之を献ず、此一卷其の草なり、蓋し我山の宮講近來之を聞かず、余無爲の聖世に生れて此事に遇ふ、又た我山の昌蕃を重ねる兆歟、是を以て具さに記録し畢る、

と、是れ實に一山の榮譽たるに止まらず、實に新義眞言一家の面目として特記すべき一條であらう、今左に論議に

列したる人名を記せば左の通りである

仙洞論議人數

智積院權僧正 元壽

尾州那護屋長久寺	純音房
武州越ヶ谷金剛院	頼心房
常州下妻觀音寺	正運房
常州水戸 社務	圓精房
野州足利觀阿寺	頼憲房
同州 正應寺	存識房
大隅 霧島山	圓識房
武州江戸圓福寺弟子	堯音房
上州大樂郡成就院	宗忍房
越後長岡 王藏院	仙丁房
房州山下郡寶珠院	空心房

以上十二人

右の中頼心房(諱尊慶)は後に小池坊第五世に、圓精房(諱隆長)は智積院第五世に、仙丁房(諱有貞)は智積院

第六世に晋みたる名匠であつた。

其頃また智山には亮典字は文性と稱する稀代の學匠あり、日譽元壽兩能化の函丈に侍して研鑽すること十年、或は南嶽に遊びて其名一世に高く、東西の學徒競うて其門に學ぶの概があつた、平素慷慨して曰く『悲しい哉夫れ叔世の緇流好んで浮華に誇り、律儀に遵はず、佛日此に由て頽き釋風茲に繇つて替る』と、終に京を辭して勢州に戻り岩井田神路山下に眞常院を建て、之に住し、専ら禪觀に耽りつゝあつたが、承應元年安然として示寂された、仁和寺法親王痛く其學徳を追崇して上人號を贈られたと云ひ、其著はす所住心品疏科文、大疏鈔五十卷、起心論專釋鈔五卷、秘鍵文林一卷等あり、就中住心品疏科文は後に六卷疏と稱せられ新義派學徒に廣く依用せられつゝあるものである。

智山元壽僧正の時代に豊山小池坊には第四世秀算能化あり、専ら一山の興隆に力を注ぎ學徒ますく増加するの勢ありしが、綱紀未だ整はざるものありしば、紛争を惹起したるを以て、智山元壽能化と胥議りて左の定目を發するに至つた。

定

- 一、兩能化無免許之仁、常法談令禁止畢、但雖非免許數年住山之輩、於令住田舎本寺之院者、折々法談不苦事
- 附背此兩條、猥取持法談所化、堅可令衆拔事
- 一、田舎之所化四ヶ度之學問不可懈怠、就中夏冬之報恩講必可相勤、若於現病爲拒障者、可有其斷事
- 一、四ヶ度之外近年號其間論議、執行法談儀非法之至也、自今以後堅可令停止事
- 一、住山之砌從其國之常法談所并其僧之本寺、勤學問之年數、被添狀、可遂交衆事

一、田舎本寺於古述之寺院者、縦雖爲愛弟、學道未熟之仁、又住山六年未滿輩、不可讓與事

右之條々以衆評相定候、若於違背之仁有之者、堅可令衆拔者也、仍如件

寛永九年三月十日

智積院 元壽

小池坊 秀算

同時に下狀の覺を發して更に之を敷衍して新義一派に號令せられたのである。

元來田舎の常法談所（後に常法談林所と云ふ）なるものは、天文年中根來に於て國中に新義四ヶの論場（日州黒貫寺、尾州滿徳寺、同性海寺、岩城藥王寺）を設けて論談せしめたるに基因し、其後是等の論場は衰廢したるも、各地に其遺風を傳へて盛んに法義を談するの風を生じ、遂に其主なる者を常法談所として取立てらるゝに至つたものと思はれる、抑々兩山法度中には住山學問二十年に滿たされば、法柄を執るべからずと規定されてあるが、こゝに云ふ住山二十年とは『本寺（本山）田舎（法談所又本寺）都合二十年』の意味であるから、本山在任の年限に就ては極めて曖昧にして何等別段の定はなかつたのである。

其後兩能化は、寛永十二年に至り更に戒飾令を下して關東新義眞言寺院の綱紀振肅を企てられた

更に又た兩本山にては各々上座三十人を選びて菩提院結衆と稱し、之を大衆の能屬となし専ら學事指導の任に當らしむることとした、此の菩提院結衆なる者は往時根來に在りては菩提院（覺鑊上人の茶毘所）の報恩講には必らず學侶中の上座三十人を選んで之を勤むるを例としたる基由せるものである

されば菩提院結衆は又た別に報恩講衆とも呼ばれ、大衆の上座なるが故におのづから能屬たると同時に、一山の重

要事件は悉く此等菩提院結衆に依りて評定決議せらるゝに至つたのである。

又た此の菩提院結衆中より更に上座十名を選んで衆議（又は集議）と稱し、能化の相談役に充てられた、（往時は根來にも高野と同じく集議二十人ありしも、今は兩山に分れたるため各々十人づゝとしてのである）

寛文十六年元壽能化が一山所化に與へたる條目中には

- 一、報恩講衆三十人者、不退可相詰當山、若有難去所用者、受能化之命、可令他出、但寺持者可爲各別事
- 一、如往古、諸沙汰評定、可爲上萬十人事

とありて、是等報恩講衆（菩提院結衆）は、常に在山して學侶指導の任に當つてゐたのである。

斯くて一山の制度は、宛かも今日の學校の如く能化（校長）菩提院結衆（教職員）所化（學生）の三部制に依りて、秩序整然として備はり、是れより兩山は新義の學山として其面目を一新されたのである

小池坊の秀算能化は在職二十六年にして寂し、遺命に依りて中島金剛院の尊慶第五世を繼ぎ、智山の元壽能化は在職十八年にして化を示され、慶安元年江戸圓福寺隆長出でて第五世を襲つた

此頃兩山共に未だ根來の遺風を存し、學侶は依然常住方客衆方の二衆に分れ、互に法衣の色を異にしてゐたのであつたが、尊慶隆長兩能化は深く之を憂ひて同一黒衣に改めしめられた

當時兩山はまた論議の隆盛に趣くに伴れて異義百出し、各自其見る所を固執して相下らず、隆良能化嘆じて曰く「一百年來我黨の學者上古根來の高義廢して近世の臆說に執する者滔々として是の如し」と、偶々隆長同門の學匠良譽六波羅蜜寺より出で、小池坊第六世を繼ぐに及び『經疏の幽致を探りて近世膚解の鈔記を捨つべし』と叫んで隆長能化

と與に力を戮せて學侶の偏見を破斥し、盛んに憲公の第三重草紙稽古を奨勵せられた、即ち此時代を智豐兩山教學の復古時代と稱するのである。

次いで智山は隆長能化の後を承けて圓福寺有貞第六世となり、紀州侯の請に應じて江戸紀州侯の邸に到り大釋同異の論筵を張りて令名を博したのであつたが、寛文元年老を以て其職を辭し次補を運徹に譲らんとするや、第一座湛盛共黨二百人と相結んで之に抗したるも及ばず、寛文五年八月台命に依りて運徹第七世を董するに至つた。

運徹能化字は元春號は泊如、實に智山累代中絶群の學匠にして内典外典殆むど究めざるなく、且つ文章精妙眞に稀世の碩學であつたのである、故に學徒一時に激増し、忽ち寮舎の狹隘を告げ、幕府に請うて接壤の地域を求め學寮を増設し、且つ諸堂宇を建立して大に智山の規模を擴張された。

先是寺社奉行より新古義の差別につき尋問ありたるを以て、運徹能化は寛文五年八月九日小池坊快壽能化と共に四箇役寺同道にて奉行所に出頭し、左の書付を出して委しく説明を加へられたのである。

新義古義差別之事 (運徹能化草案)

- 一、新義古義者、就教相名稱候、教相汲高野之流候者稱古義、學根來之教相候者號新義候、一向不依事相法流之本末候事
 - 一、縦雖爲高野之法流末寺、其住僧古來爲新義之學徒、則號新義之地候事
 - 一、若依事相法流本末兩糺新義古義候者、新義古義地申者不可有之事
- 翌寛文六年八月廿六日、後水尾上皇は後陽成院の五十回忌に因み、宣旨を運徹能化に下して再び論筵を宮闕に開か

せ給うた、乃ち運徹僧正は陽春房快盛(後信盛と改め智山第八世となる)任識房有鏝(後智山第九世となる)等十一人を率ゐて仙洞御所に到り、三密具足の論鼓を鳴らして大に叡感を辱くせられた、運徹能化の『論議人數定之事』に曰く、

八月朔日先づ上座十人(評定衆)を招きて所存を述べ、翌日關山の大眾を召集して之を諭して曰く、今度仙洞に於て御論議相勤むべしとの宣なり、此事數代斷絶の上、予才能取るところなし、然るに此舉に預る、冥加の至り且つは一宗の龜鑑教相の規模なり尤も深く慎むべきの事なり。

然りと雖、在國の納子を招ぐべきにあらず、只吾山中に於て其人を擇ぶべし、然れば則ち山中の上座(前座三十人報恩講衆と號す)現所有の廿餘人の内十一人を拔萃すべし、予の平素知る所粲然たりと雖、遺す所の學法若くは心に不平を懷かんか、痛むべき事なり、十目の視る所に任せんには如かず、須らく上座廿餘人の外五年藤の末座に至る迄、現所有の六百六十一人眼鑑を以て各然るべきの義虎十一人を選出すべし、宜しく小簡に其名を書し密かに封じて函に納め、以て吾に送るべし、吾れ獨自披覽して其の多分に就かん、慎んで最負を懷くこと莫かれ(下略)と、即ち一般投票に依つて當日の義虎十一人を選出したのである、其の人名左の如し

仙洞御論議人數交名

- | | | |
|----|------------|-------|
| 講師 | 洛北養命坊寺中玉藏坊 | 仙春房範宥 |
| 問者 | 智積院弟子 | 陽春房快盛 |
| 精義 | 智積院化主 | 權僧正運徹 |

越前國瀧谷寺住持	定譽房寛海
武州百間西光院前住	精忍房清長
甲州慈眼寺住持	任識房有鏝
京六波羅蜜寺住持普門院	良音房圓祐
山州八幡萩坊前住	乘圓房朗然
京千本上品蓮臺寺住持	堯善房覺榮
乘圓弟子	亮慶房乘眞
尾州蜂須賀蓮花寺門弟	文秀房快宥
江州神照寺住持	深快房覺雄

右にて論議終るや、上皇は論難の大綱を上るべしとの勅諭あり、乃ち『論議注記』一卷を記して之を献じた、更に寛文十三年五月には勅を蒙りて覺鏝二字音義を撰述し之を奉献せられたのである。

當時また世は泰平に忸れて奢侈の風漸く萌しつゝあつたので、運敵能化は小池坊第九世賴意能化と相議し、寛文八年九月新義眞言一派諸寺院可相守儉約之條々を定めて一派に令し、更に天和二年には元壽僧正御制定の條目を改訂して之を一山の衆侶に示す等、専ら僧綱の肅正に意を注がれたやうである。

かくて運敵能化は天和二年洛北瑞應山に退隱して主として著作に従事し、在來新古の兩説にして孰れも理あるは之を會合し、自家井蛙のみに墮せるは悉く之を排し、以て一家の義を成立せられたのである、随つて智山の義學は運敵

能化に依りて一轉機を劃したるの觀あり、爾來智山學侶は運敵能化を呼ぶに『近代師』なる敬稱を以てし、永く其學徳を欽慕しつゝあるのである。

其著、大疏啓蒙五十九卷、釋論啓蒙四十一卷、付法傳纂解五卷、性靈集便蒙十卷、谷響集二十卷、結網集三卷等凡べて二百餘種皆後學の指針となつてゐる。

翻つて一方豊山小池坊にては第六世良譽の後第七世信海を経て、萬治三年快壽僧正第八世の能化となられた。

然るに豊山の方丈は後屏風山に接し、前は諸伽藍に近く地域狭小なりしたため、元壽能化は幕府に請うて黄金七百兩を得之を南麓に移されたのであつた、次いで第九世賴意能化其後を襲ふや、舊來の講堂も亦た狹隘にして衆を容るゝに足らずとなし、再び幕府に訴へ黄金千兩を賜はりて、縦横十五間の大講堂を建設し、大に教學の振興を圖られた、越えて延寶三年俊盛第十世を繼ぎ、俊盛の後第十一世亮汰能化となる。

亮汰能化字は俊彦後改めて淨泉と稱す、幼にして頓悟、自ら揚言して曰く『我れ大藏經を分科するも猶ほ之を能くせん』と、乃ち『科釣り俊彦』と呼ばれるゝに至つた、延寶八年五月能化となり、同年十一月五十九歳にして遷化せらる。

亮汰能化また氣宇豪邁自ら一家の風あり、隆長良譽兩能化等の復古主義を憚ばず、盛んに自由討究を試み大に新意義の發揚に努められたので、豊山の學風は茲に於て頓に一變し、所謂文を離れて義を取るの風を生じ、永く豊山の學風を作すに至らしめた、その著はす所、理趣經純秘鈔三卷、住心品科注三卷、起信論講義四卷等數十部あり、深秘鈔最も重用せらる。

第六節 兩山隆盛時代

八四

一代の巨匠運做僧正に次いで智積院第八世を繼がれたのは信盛僧正であるが、僧正晋住職間もなく即ち天和二年七月には智積院(元祥雲禪寺)火を失して烏有に歸したる爲、直に幕府の執奏を請うて東福門院の數字を賜り、早くも貞享二年に至りて其の再建を見たのである。(現在智積院の方丈が其れである)

僧正また常に人に語りて曰く、聞く根嶺全盛の時に於てすら所化衆七百餘人を超えず、南山は五百人を限りとす、然るに今我山は學徒の多きこと從來儔無しと、此時智積院の學侶は實に前代に倍して一千二百人の多きに達してゐたのである。乃ち元祿十五年新たに妙法院所屬の三河山の地を求めて數十字の學寮を増設されたのであつた。

又た元祿五年には太祖覺鑊上人の五百五十四忌に相當せるを以て、信盛能化は小池坊第十三世卓玄能化と相謀り、大師號の贈諡を奏請して元祿三年十月勅ありて興教大師の諡號を賜はつたのである。其の奏狀と勅書は左の如くである。

▲ 請密嚴上人諡號表 (泊如僧正撰文)

臣僧信盛卓玄等言、信盛卓玄等聞、崇實旌善王化所先、追遠賞勳禮秩所重、是知、褒崇之令典者清世之規範也、我根來寺開山祖覺鑊上人者、挺生乎嘉保鳳曆之昔、利見乎天仁龍飛之間、學究密藏之靈奧、爲秘教中興之宗師、探小野三井之幽蹟、闢廣澤一派之靈源、永據根嶺扇揚教風、至今把根嶺之風者、恭布星散曼衍率土、道價重當時爲聲聞于天、所以、鳥羽太上天皇、敕信大覺龍過日優、多有所奏對、莫不稱、聖情、非有大因緣安能至此哉、性厭世紛不縻綱官、遁影蒼嶺行業維勤、但有營興之夙誓、一奏則爲、御願、創構大傳法院及圓明寺等巨藍、規製宏麗實甲南紀、並是繇、帝寵殊渥也、至若、太上皇數感白蓮華座之瑞夢、忠通公預識青龍和

上之再生、稻神降言一奉祠應請、足觀非所謂寡德適時之流、嘗自記曰、吾得初位三昧、從此無礙慧天啓、於法得自在矣、平常踰跌踰伽道場、時窺者每見舉體全成阿遮明王而座熾熾中、三密神用悉地妙相、功過道遷法師得火光三昧、或入水觀唯見激水凝停滿室、與月光童子之退軌、法進禪師之芳躅、可併按耳、異狀奇蹟多類此、靜言思之、繪畫日月形容天地、摸擬有限、其德之義、詎能窮焉、然而入寂已際五百四十有餘年于茲、未有贈號、其流裔者靡不慨嗟矣、釋吾祖宗之先蹤、延喜聖朝追諡遍照金剛、號弘法大師、花園御宇榮贈圓成僧正、爲本覺大師、古云其跡大名盛則禮優諡崇此謂歟、伏以、今上皇帝陛下、稟大極二儀之正、鍾三先五嶽之全、繼紹洪祚大庇含靈、繼絕修廢萬物得所、自非斯昌運而清河何時也、伏乞、天恩曲垂標顯沈璧追賜徽號、然則神天隨喜、僧人欣戴、不任懇款之至、奉表陳情以聞、誠惶誠恐頓首謹言

元祿三年庚午六月十日

僧正法印大和尚位 信盛
僧正法印大和尚位 卓玄

▲ 勅 書

勅 古寺根來徒衆、敬崇靈驗、新義傳法壯麗、跨越先規、贈法印大和尚位覺鑊、回仁和而開密教之宗門、投三井而探灌頂之秘奧、住火生三昧、勤修精敏愜心、入水輪一觀、天眼宿命通力、凡聖離異、豈恐懸果後身乎、恭敬惟同誠厥不動化現也、密嚴堪寄跡、禁廷得達名、諡曰興教大師

元祿三年十二月二十六日

附記

覺鑊上人の諡號宣下は天文九年十月上人の四百回忌に際し、將軍家の奏請に依つて後奈良天皇より自性大師の諡號を賜はつたのであつたが、叡山の強訴に依りて、遂に沙汰止みとなつたのである。(勅書別に在り)

斯くて又た長谷小池坊にては、第一世亮汰に次いで尊如第十二世となり、尊如の後卓玄僧正第十三世の能化職を襲はれたのであつた、豊山傳通記に據れば

傳法會者、密嚴尊者天承辛亥冬十月、於南嶺始行斯大會、乃尊者滅後相續凡一百四十餘年也、正應戊子賴和尙徒傳法密嚴二基於一乘山、至正安己亥冬十二月、張行立義(中略)而後於根嶺行凡二百八十餘年也、至天正乙酉法會廢絶、錄之僧正卓玄、慨懷立義不行、繼絶興廢行此法會、以爲永式定

とありて卓玄僧正は、久しく廢絶して行はれざりし傳法大會を復興して一山の永式と定められたのである、即ち元祿三年九月十二日豊山に於て始めて傳法大會を行ひ、大に教綱を張られたのであつた。

智積院にてはまた第九世宥饒能化の時、即ち元祿九年九月十六日始めて傳法大會を張行し、爾來一山の恒式となつたのである。

次いで智積院は第一世專戒僧正、小池坊は第十四世英密僧正の時代に入り、智豊兩山の義學はますます隆盛の域に進み、高野山より轉學し來る者も亦た從つて増加するの狀勢なりし爲め、遂に學侶の座次に就て紛議を醸すに至り、兩能化は元祿十二年左の條目を決して學侶の紀綱を正されたのである。

定

一、野山學侶之僧、新義兩山、於交衆有之者、野山學侶衆年數與兩山年數可爲同前事、但新古之兩義雖異俱に本山之故也、若野山年數十年の僧は當山の年數十年の下座に可着之、且交衆之義は新登山の通也

一、野山客僧の者、兩山の内へ於交衆有之者、客僧の年數與新義田舎年數可爲同前事、

右兩條は從野山學侶の院主、野山年數の文證取之可令交衆

元祿十二年卯九月二十二日

智積院僧正 專戒

小池坊僧正 英岳

英岳僧正は元祿八年卓玄能化の後を襲ふて小池坊第十四世を繼ぐや、大に亮汰能化の學風を振興し、學徒忽ち曠集

して、其數一千を超え、豊山に在りては幾んど前後無比の盛況を呈するに至つたのである。

是れより先、豊山には第五世尊慶能化に學びて密咒に長じたる亮賢法印あり。常に觀音を信じて法驗ありと稱せられてゐたが、終に桂昌院殿に知られて其の殊遇を受け、専ら院の爲に祈願を凝らしつゝあり。偶々桂昌院懷妊の事あるや、法印之を占ひ『男子誕生當に天下を治むべし』と進言したるに、果せるかな綱吉公誕生したる爲め院の喜び一方ならず。いよく籠眷を加へ、後年綱吉公將軍職を襲ふや法印乃ち啓請して曰く『曩昔吾れ命を承けてより専ら豊山觀世尊に誓つて之を丹祈す。靈驗の赫然たるは吾が修力の能く及ぶ所にあらず。乃ち是れ薩埵の冥應なり』と、將軍綱吉直に其請を容れ、即ち天和二年大塚の樂園に觀世音菩薩の淨刹を建立して之を亮賢法印に與へ、更に三百石の朱印を寄せられたのである。是れ今の音羽護國寺の草創である。

後、護國寺は加増又加増を受けて、遂に千二百石の寺領を有し、關東新義眞言の巨刹として大に顯榮を誇るに至つたのである。

其頃また將軍家の恩寵を一身に鍾めて、威福を一世に檀にしたる稀代の傑僧が出現した。即ち護持院隆光大僧正である。

隆光僧正は小池坊亮汰門下の俊髦にして、長谷の慈心院に住してゐたのであつたが、貞享三年江戸知足院第十一世惠賢法印の示寂せるに遭ひ、推されて知足院に出で、端なくも中央教界に其驥足を伸ぶるの機會を與へられたのである。

隆光の知足院に在るや、其の絶群なる修法力は忽ち將軍家の知る所となり。屢々殿中に召されて之を修し、同年十二月には破格の恩命に浴して權僧正に任ぜられたのであつた。隆光僧正の『故實帖』貞享三年極月朔日の條下には、

其方存知・通り新義にては兩能化より外は僧正無之也、其方一分之器量僧正に被仰付可然と御見立被成被仰付也、寺附にては無之候、右様に可意得、後住も相應の仁に候はゞ又可被仰付也、並に四箇役寺役付は免被成也、御祈禱の障に可成と御免有之也。とありて、役寺事務の如きは御祈禱の障りにならむとの思召に依つて之を免ぜられ、知足院の跡役は之を根生院に譲られたのである。

斯くて知足院は寺院の格式にはあらざるも、實際に於ては僧正地となりて、智豐兩本山と同列の格に取扱はれたのである。

越えて元祿元年に至り僧正は「寺院を移して金城に接近し、以て丹祈を致さん」と、豫じめ地を神田橋外に相して之を將軍家に懇請したるに、忽ち允許ありて同年十月輪奐宏麗なる大殿堂は、巍然として神田橋畔に屹立するに至つた。乃ち同月十八日には將軍親ら駕を知足院に任せられ、爾來寶永四年に至るまで、毎年正月を恒例として二十餘度の臨御あり。殊に元祿三年正月十八日には將軍揮毫の「護持院」の額を護摩堂に掲げられ、新たに封戸を増して千石となし、同四年には正僧正に任じ、同八年には年賀の佳例に際し寺領五百石を加増して、合計千五百石を賜はるべきを命じ、更に同年九月十八日には將軍知足院に臨御し、新義眞言には全く類例なき大僧正に任ずるの令旨を傳へ、併せて一派の僧録司に補せられた。其令に曰く

知足院事、就爲祈願所、改院家寺號護持院、補眞言新義之僧錄訖、任元和元年以來代々之先判之旨、彌可相守舊規也、色衣之儀向後從當院可爲沙汰之狀、如件

即ち知足院は寺號を護持院と改め、一派の僧録司に任ぜられたのである。

僧録司とは一派に於ける主權者であつて同時に命令者ではあつたが、其權限はまた頗る明瞭を缺いて居つたやうで

ある。然れども色衣被着の許可權を握つたことは、確かに一新紀元をなしたものであらう。由來新義眞言にては色衣の許可所なるものなく、之を被着せんとするには必らず門跡寺院(御室又は嵯峨)の院室又院家の兼帯を願ふて始めて許可せられたものである。

蓋し隆光僧正が色衣の制を定められたのは、恰かも華奢淫逸なる元祿時代の風尚に投じたる、最も賢明なる政策であつたやうである。果せるかな一派の僧侶は競ふて色衣の被着を願ひ出で、隆光僧正は爲に大に恩を施すに至つたのである。

此年十一月十二日發令して曰く

相關條々

- 一、元和元年以來は代々御條目之旨、彌堅可相守事
- 一、今度色衣御免被成下之趣、不爲名聞利養、偏爲修學增進也、彌事教之習學不可疎略事
- 一、任密宗之定規、爲報國恩天下泰平台樹永久之御祈禱、不可怠慢事
- 一、不殺生者、佛家之大宗、其功德最廣大也、宜勸諭檀門、令生慈悲心、憐愍群生事
- 一、常法談動來寺院、彌無怠慢夏冬之論議可勤之、尤其會下之所化、無關如可令勤之也、以論議餘暇、經論疏等講談之、可教誡學徒、并雖爲所化於器量有之者、致講談可誘引同傍事
- 一、諸寺院後住之儀、不撰其器量、任由緒最負不可讓其寺不相應之者、并於宗門不有來、異體異形不可作之事
- 一、兩山留學之僧、或違能化之命、背上座之制之輩、隨罪輕重可治罰之、宜捨邪佞蒙提撕之旨、從本寺、急度可申渡事

右之條々堅可相守候事

元祿八年十一月十二日

護持院僧錄大僧正隆光

隆光大僧正今や殊勝顯要を極めて、一派に號令したるが、寶永四年二月成滿院に退隱し、更に同六年正月將軍綱吉の薨去に遭ひ、同年八月故郷なる大和超昇寺に隱遁された。

隆光大僧正退隱後の護持院は、護國寺快意僧正之を襲ひたるも、寶永六年五月其職を辭するに及び、智山側より「護持院は一派の僧録なるを以て小池坊のみ住持するは不可なり」となし、兩山交替の制を設けられんことを幕府に訴へ、遂に智積院覺眼僧正(智山第十一世)、護持院の第三世となり、僧録に補せられ大僧正に任ぜらるゝに至つた。其後九年を経て享保二年正月二十二日さしも豪勢を極めたりし護持院もまた俗に云ふ振袖火事の爲に、一朝にして灰燼に附したるを以て、覺眼大僧正は責を引いて市ヶ谷圓藏寺に隱退し、次代は小池坊方より出づべき順序なりしが、幕府は護持院の再興を容るさず。終に護國寺に合併するに至りたる爲め、同年三月十四日護國寺第六世隆慶僧正が護持院第四世に任ぜられた。其令に曰く

一、護持院事願之通隱居、後住として護國寺僧正へ被仰付、彼寺の名護持院と改之、觀音堂は護國寺と唱之、護持院より可致兼帶候事

一、護持院向後僧錄被差止候事

一、智積院小池坊兩山可爲先規之通候事

一、當護持院隆慶一代切、可爲無本寺候、次の代よりは智積院小池坊兩派の内、末派より吟味の上、替々住職可被仰付候事

一、護持院領千五百石、護國寺領千二百石、都合二千七百石、向後修理料に相定、從公儀御修覆御構有之間敷候事

以上

即ち護持院の燒失と俱に、新義真言の僧録司は廢止され、延いて江戸時代の全盛期は茲に其終末を告ぐるに至つた

のである。

斯くて護持院は創立以來僅かに三十年にして滅びたのであるが、其間に於ける隆光大僧正の活躍は實に驚嘆に値すべきものあり。後世史家をして妖傳又は怪傳の名を冠せしむるに見ても、其一斑を察知し得るであらう。

由來智積院は小池坊に比して、稍々優勢の地位に置かれてゐたのであるが、護持院隆光の出づるに及びて小池坊方俄かに擡頭し來り、寶永二年十二月には小池坊は寺領二百石の加増を得て、智積院と同額となり、更に江戸役寺の如きも智積院方は圓福寺、眞福寺、彌勒寺の三ヶ寺を有し、小池坊方は根生院(知足院の跡役)の一ヶ寺に過ぎざりしを、元祿四年六月英岳僧正を彌勒寺に住せしめて小池坊方となし、兩山の役寺を各二ヶ寺宛に改め、又同年八月には古來智積院にのみ與へられたる道中船川渡證文を小池坊にも與ふる等、總べて兩山を同格たらしむるに至つたのは、一に隆光大僧正の力に由つたものである。

退いて智積院方を見るに、第十世專戒能化は伽藍略々整備せるに未だ金堂の建立なきを嘆き、元祿十四年三月之を幕府に請ふて允許を得。殊に桂昌院殿より黄金千兩を賜はりたるに勢を得て、廣く關の東西に募財し、寶永二年の春宏壯なる一大殿堂の落慶を見たのである。(此金堂は明治十五年に燒失す)

其後第十一世覺昭第十二世義山第十三世快存を経て第十四世智興能化に至る。當時院に護持院僧録司を廢されてより色衣の免許所なかりしたため、結局江戸役寺を経て御室嵯峨の兩御所より、色衣免許狀の下附を受けることゝなつたのである、乃ち享保四年三月智興能化は小池坊第十八世秀度能化と謀り之に關する法令を發布された。

先是、兩山留學者中には種々なる事情に依つて中途下國する者あり。又は一度下國して再び登山する者もあつたの

で、是等を稱して中下り中上りなど、言ひ習はし、歸國中は素より在山年數に加へなかつたものであるが、元祿の頃よりは代役料を納めて冬報恩講のみに登山出仕すれば、通じて在山年數へ算へられたる爲め、單に冬報恩講のみに出仕する者漸く多きを加ふるの弊風を生ずるに至つた。仍て智興能化は秀度能化と相謀りて、中下りの者も本山に代役料を納めて田舎談林所の報恩講に出仕すれば、在山と同格なる旨を發令されて代役料なる便法を是認されたのである。されど其れが爲に在山留學の學侶は、此等の代役料に依りて、二十年三十年の長期間を衣食の資に窮することなく、在山研學なることを得たのであつた。(其後元文五年十一月智積院第十六世鑊淨、小池坊第二十三世圭賢の兩能化は、田舎の二年は本山の一年に相當する旨發令された。)

智興能化の次は第十五世亮能化之を繼ぎ、亮能化の後には鑊淨能化第十六世となつた。鑊淨能化は初め一藤席快侃法印を次補となすべき旨約したのであつたが、快侃は寛保三年蓮臺寺に入りたる爲め、翌延享元年四月鑊淨能化病を獲るや、更に次補を二藤席龍天法印に遺命し、同年五月示寂されたので、龍天僧正第十七世を襲ふや、快侃の徒之を擇ばず。偶々江戸眞福寺覺純法印の寂せるに乘じ、従前の慣例を破りて其後住は、在山菩提院結衆の互選に依るべしとなし、且つ一山の能化も亦た菩提院結衆の互選となすべきを主張し、遂に幕府に訴へて其許可を得。寶曆三年互選に依りて宥範法印を眞福寺後住に選り、快侃法印を能化職に推すに至り、快侃入つて智積院第十八世を繼ぐに至つたのである。

第七節 兩山教學の變遷時代

智豐兩山の教學は、元祿時代を中心として殆んど其發達の絶頂に達し、幾多の學匠踵を接して前後に輩出し、實に古今稀に觀るの盛觀を呈したのであつた。當時智山には運徹僧正あり。豐山には亮汰能化ありて、俱に學徳一世に高く、各々独自の見解を立て、兩山の學風を一變せるの概があつたのである。

運徹僧正の門下には信盛、宥鑊、專戒、覺眼、快尊等歴代の能化を首として、下野の觀應(西谷名目、五教章冠註等數部の著述あり)仙臺の實貫(梅國と號し、三教指歸序解、同鈔、性靈集便蒙鈔、同文考等十餘部の著述あり)肥後の澄禪(林書帖、悉曇愚鈔等悉曇に關する數部の著あり)五智山の曇寂(住心品私記、同追記、大日經疏私記、金剛頂私記、理趣經私記、瑜祇經私記、等三十餘部の著作あり)等の諸學匠を出し、亮汰能化の丈室よりは卓玄、英岳の兩能化及護持院隆光等の諸英哲出で、ます／＼兩山の學風を煽揚したのであつた。

さて又た智積院にては、快侃能化去りて第十九世覺遠能化之を襲ひ、更に淨空僧正第十九世の能化となつた。此時第十七世龍天僧正いま猶ほ健在し、寶曆九年八十三歳の高齡を以て、老軀を仁和寺に運び會て藏する所の傳法院流小卷物六十七軸に就て、眞乘院宥澄大僧正より大傳法院流を皆傳し、之を智積院に再興せられた。元來傳法院流は第四世元壽僧正の時、山崎の惠燈律師より之を稟けたるものにて、爾來印信等の相承はありたるも、其の秘軌の傳授は全く廢絶して、百餘年の久しきに及んでゐたものである。

淨空僧正は識見高邁慧解群を抜き、從來傳統の學說と雖意に滿たざるものあれば、決して之に従はず。自ら別に新解釋を施して毫も憚る所なかつたのである。當時教學の勃興に伴れて再び大日經の教主問題を論争せる際の如き、僧正は獨り卓然として新に諸學匠が徒らに本加兩說に固執するの愚を嗤ひ『眞言一家に新義古義の別あるべからず』とな

し、問題の渦中に投げざりしに見ても、其一端を窺ひ知ることが出来るのである。

斯くて享保の頃よりは、自由討究の風盛んに興り來り、若し從來の學說に慊たらざる所あれば、何人と雖自己の所見に隨つて新説を出し、自由に論議を戦はすを常としたのであつたが、此の傾向は一轉して宗學以外の餘乘學に研究の鋒を向け、從來重要視せられざりし餘乘學が却つて盛んに討究せられ、智豐兩山俱に元祿時代とは大に其趣を異にするに至つたのである。

古來兩山の學徒は、孰れも南都、三井、叡山等に遊びて三一乘學を修めたものであるが、其目的とする所は言ふ迄もなく、宗乘を學ぶの基礎たらしめんとするに、外ならなかつたのである。然るに今や、宗學は殆んど其極に達して進展の餘地なく、勢ひ自由討究の結果として、餘乘學に主力を傾くるに至つたものと思はれる。淨空僧正の如きは實に之が率先者といふべく、僧正は六釋、因明、俱舍、唯識、天台等を以て門戸を張り、大毘盧遮那心地法門、大日經執中玄談の他、唯識執中、俱舍執中等凡べて十七部の著作をなし、宗乘以外大に性相學の研究を鼓吹されたのである。

淨空能化の後は第廿一世等空能化之を繼ぎ、等空能化の次に第二十二世を襲はれた動潮能化は、また俱舍、唯識、華嚴に精通し、且つ事相に堪能にして特に幸心一流の祕蹟を傾け、其手記に成る手鑑十五帖の如きは、永く末徒の依憑として珍重せられつゝあり。

動潮能化に次いで鑊啓能化第二十三世を繼ぎ、鑊啓能化の後は第二十四世胎通能化之を承けたのであるが、當時僧風漸く廢頹し寛政六年一山紛擾を醸して前後六ヶ年の長きに及ぶ、是ぞ世にいふ忠善騒動である。

轉じて豊山小池坊の方を一瞥するに、第十三世卓玄能化の後は、英岳、亮貞、尊祐、隆慶、秀慶、信有、尙彦、惠

海、慧任、圭賢、信恕、性海、圓秀、快尊、有慶、快運、虛明、懷玄の歴代能化を経て寛政三年法住僧正第三十二世を繼ぎて能化職となる。僧正管絃相承義、大日經玉振鈔等十數部の著作あり。其能化職に上るや一山の學侶等徒らに博學を銜うて諸書を亂讀し、深く一科に達する者少なきを慨き、宗祖大師綜藝植智院の古風を汲んで、事相業、教相業、法華業、華嚴業、法性業、法相業、違世業、順世業の八業に分ち八員の試業を置きて、各科専門に之を研究するの制を定められた。

此頃智積院淨空僧正に依つて唱道せられたる性相學は、豊山小池坊に於ても盛んに研鑽せられ、寶曆の頃には覺融法印あり。南都に於て因明學を究め之を豊山に傳へ、同時に周海法師ありて大に俱舍の講席を張りたるを端緒として、法住能化の時代に入り快道法印(俱舍法義、同略記、因明疏、量義鈔等五十餘部の著あり)出で、因明及俱舍に千古未發の義發見して其名大に著はれ、後江戸に上りて講肆を開き、江戸第一の碩學を以て呼ばるゝに至る。又た戒定法印(二十唯識祕錄、五教章張祕錄等の著あり)ありて、華嚴及唯識に長じ、常に根本批評を試みて曰く『古來學者先師を尊び媚びて、不了義にも救釋をなす。是れ豈先師を尊ぶの道ならんや』と、自ら一家の見を以て高く持し、大に陋習を罵倒して憚からず。即ち法住、快道、戒定の三巨匠を世に天明の三哲と稱するのである。

次に隆山法印あり。唯識及兩一乘に乗じ、大疏補闕鈔、宗輪論研集記等の著あり。又た仁慶法印は俱舍、唯識に秀で、論義私記、因明大疏記、分別六合釋駁等二十餘部の著作あり。榮天法印はまた三論玄義、大底記等を著はし、互に精を競ひ、鋭を争ひつゝありしが、法住僧正の分別六合釋を出すや、快道法印は六合釋精義を作りて之を駁し、仁慶法印は分別六合釋駁を著はして之を論難する等、頗る活氣横溢の狀を呈したのであつた。

其後、無相、榮性等の諸學匠出でたるも、共に天明の三哲に及ばず。斯くて豊山の性相學も亦た漸次に衰運に向ひつゝあつたのである。

翻つて智積院方を見れば、胎通能化の後慈順、淨光、英範の三代を経て、文化元年謙順僧正第二十八世の、能化識を襲ふ。謙順能化は最も華嚴に長じ、五教章玄談、大疏隨類等の著あり。次いで觀豪、弘基、亮海の三世を経て第三十二世海應能化に至る。海應能化は唯識を融道法印に、俱舍を光嚴法印に、一乘學を經曆上人に學び、更に宗乘を弘基僧正に承けて顯密の學兼備へざるなく、殊に俱舍に於ては當代比肩するものなしと稱せられた。

海應能化の後には隆瑜僧正第卅三世を繼ぎ、瑜伽論拾要記、法華經拾要記、大日經拾要記等二十餘部の著述あり。特に唯識及天台學の造詣深く、又た夙に聖教の散逸を憂ひ、弘化四年書庫を建てて之を納め『器に非らざれば開庫する能はず』との制を定められた。

隆瑜能化に次いで禪宅第三十四世となり、禪宅の後先晋、範惠の二代を経て信海僧正第三十七世を繼ぎ、異部宗輪論私記、俱舍論分科、同玄談、唯識論引蒙等を著はして其名京洛に高く、文政九年屈請を受けて大佛養源院に唯識述記を講ぜる時の如きは、諸宗の所化衆來つて聽講せる者、實に三百有餘人を算せりと傳へらる。即ち海應、信海の兩能化は智山に於ける性相學の双壁と稱せらるゝのである。

信海能化の後には第三十八世頼如に次いで隆榮僧正(宗龍謙)第三十九世の能化に晋む。隆榮能化は智山に在りて研鑽すること實に廿八年、殊に俱舍に精通したるを以て一たび俱舍の講席を開くや、高野、南都、叡山、淨土、禪、日蓮等諸宗諸山の學徒雲の如く集り來りて之を聽講するを例とし、當時の俱舍學者にして僧正の流れを汲まざる者は、

殆むど之れなしと云ふの盛況であつたのである。

即ち智積院が特に『學山』として、諸宗の間に重きをなすに至つたのは、主として前述の如き餘乘の學者が前後輩出し、大に其門戸を解放して各宗の學徒を出入せしめたが爲である。

斯くて又た小池坊にありては、第三十二世法住能化以後、儀貞、元榮、曉惠、盛尊、高隆、即同、唯阿、亮恭、令法、榮山、實掌、榮明、鏡眞、信惠、深賢、永雅等歴代能化を経て、嘉永三年通濟僧正第四十九世の能化職を繼ぎ、大に伽藍を興隆し、山風を釐正し、其後宥觀、快識の兩能化出で、學徒を提擲しつゝ、茲に徳川幕府の終末期に入つたのである。

第八節 維新後の兩山

江戸時代に於ける佛教各本山及寺院は、概ね徳川氏の庇護を受けて、其教權又は寺格を保持せるものなること、勿論ではあるが、就中新義眞言の兩派即ち智豐兩山は、殆んど徳川氏に依つて興り、徳川氏に依つて榮え、徳川氏に依つて發達せしと謂ふも、敢て不當の言ではなく、隨つてまた徳川氏の政權失墜と俱に、兩山は遽かに大檀越を失ふて忽ち衰運に向つたのも、蓋し當然の趨勢であつた。

加ふるに明治維新後は、彼の所謂排佛毀釋の大打撃を受けて、從來の特權は悉く褫奪せられ、僧官は廢止となり、寺領は上地して、全く無官無祿の窮地に陥つたのである。

此間に在りて智積院は文政三年以來土佐藩士の駐屯する所となり、勸學院は同藩の彈藥を貯藏したる爲め、明治二

年十月四日一大爆音と俱に焼失し、越えて十五年二月金堂も亦た土州人の放火に依りて炎上し、その後再建を見ず。内外俱に甚大なる損害を蒙つて、創痕未だ癒えざるの状態に在るのである。

斯くて智豊兩山は、明治政府の改令に基き數度の變革を経て、明治十二年六月古義各山と相謀り、新古合同の大成會議を起して、京都の東寺(教王護國寺)を一宗の總本山と定め、一宗一管長の下に新たに兩派を統治するの制を設けたのであつたが、明治十八年一宗の公會議を東京に開かるゝや、復び新古分離の暗流を生じ、遂に派號の公稱を認むることとなり、其歲十一月金剛峰寺、仁和寺、大覺寺、三寶院、勸修寺、隨心院、泉涌寺は單に眞言宗と稱し、智積院及長谷寺は眞言宗新義派を公稱するに至つたのである。

乃ち智豊兩山は高志大了(豊山)吉堀慈恭(智山)等の諸師斡旋の下に新義一派の會議を東京に開き、根來山を復興して新義派の根本道場たらしめ、大傳法院座主職を以て、一派の總主宰者となし、兩山化主交代に座主職を勤むることゝし、事務所を東京音羽護國寺に置きて、一派の政務を掌り、新義派大學林を其構内に建て、學徒を教養することゝした。

大勢斯くの如くなりし爲め、東寺に於ける法務所は宛かも新古大本山の會議所たるの觀を呈し、漸く其實力を減殺するに至り、所謂新古合同時代は僅かに三十年にして解體の止むなき情勢を示し、明治卅二年十月廿三日一宗公會議に於て、新古各山分立管長別置の件を議決し、翌卅三年八月主務大臣の認可を得て、眞言宗新古各派分立して各派に管長を置くこととなり、智豊兩山は即ち新義眞言宗智山派、同豊山派の二派となつて今日に迫んでゐるのである。

其後豊山派は音羽護國寺に、智山派は芝愛宕眞福寺に各宗務所を置きて、一派の宗務を司掌し、根來座主は從前の例

に倣ひ兩派より各一名の執事を選任して寺務を處理せしめ、大正六年八月太祖上人の誕生地なる佐賀縣鹿島町に誕生院を復興して兩派の共同經營となし、今や第三期工事に着手してゐる。

其他兩派教學の施設等幾多の變遷あるも、豊山派は淨土、天台二宗と共に大正大學を設立し、智山派は、私立智山専門學校を經營して、宗門教育の機關たらしめてゐる。

以上は眞に新義眞言宗史の概觀である。公務頗る多端なりし爲め、十分に史料を涉獵すること能はず。殊に維新後の兩山に就ては、僅に富田氏の新義眞言宗史と林田氏の智積院誌と荒木氏の豊山年表とに依つて記述したるを以て、甚だ簡略にして杜撰なりしことは、偏に發行者及讀者諸君に謝する所である。終りに兩山能化の世代を圖示して参考に供す。

(明治以後の内在職年限を示す)

豊山・第一世專譽、第二世性盛、第三世宥義、第四世秀算、第五世尊慶、第六世良譽、第七世信海、第八世狀壽、第九世頼意、第十世俊盛、第十一世亮汰、第十二世尊如、第十三世卓玄、第十四世、英岳、第十五世亮貞、第十六世尊祐、第十七世隆慶、第十八世秀慶、第十九世信有、第二十世尙彦、第二十一世惠海、第二十二世慧任、第二十三世圭賢、第二十四世信恕、第二十五世性海、第二十六世圓秀、第二十七世快尊、第二十八世有慶、第二十九世快運、第三十世虛明、第三十一世懷玄、第三十二世法住、第三十三世儀貞、第三十四世元榮、第三十五世曉惠、第三十六世盛尊、第三十七世高隆、第三十八世即同、第三十九世唯阿、第四十世亮恭、第四十一世令法、第四十二世榮山、第四十三世貴掌、第四十四世榮明、第四十五世鏡眞、第四十六世信慧、第四十七世深賢、第四十八世永雅、第四十九世通濟、第五十世宥觀、第五十一世快識、第五十二世隆盛(明治元年―同五年)、第五十三世秀善(守野氏、明治六年―同十九年)、第五十四世秀盛(榜嚴院氏、明治二十年―同廿三年)、第五十五世大了(高志氏、明治廿四年―同廿七年、眞言宗長者トナル)、第五十六世相憲(上野氏、明治廿七年―同卅一年)、第五十七世海量(慶雲氏、明治卅一年―同卅三年、豊山派獨立第一世管長)、第五十八世雷斧(權田氏、明治卅

四年（同廿七年）、第五十九世常識（平氏、明治廿八年一月—同年九月）、第六十世全鏡（正城氏、明治三十八年—同四十四年）、第六十一世義海（高城氏、明治四十四年三月—同年五月）、第六十二世智道（岩堀氏、明治四十四年—大正四年）—第六十三世快亮（早川氏、大正五年—同十年）、第六十四世賢信（廣瀨氏、大正十年—同十四年）第六十五世精神（加藤氏、大正十四年七月就職—現任）

智山、第一世支有、第二世祐宜、第三世日譽、第四世元壽、第五世隆長、第六世有貞、第七世運敏、第八世信盛、第九世有鏡、第十世專戒、第十一世覺眼、第十二世義山、第十三世快存、第十四世智興、第十五世亮範、第十六世鏡淨、第十七世龍天、第十八世快侃、第十九世覺遠、第二十世淨空、第廿一世等空、第廿二世動潮、第廿三世鏡啓、第廿四世胎通、第廿五世慈順、第廿六世淨光、第廿七世英範、第廿八世謙順、第廿九世觀蒙、第三十世弘基、第卅一世亮海、第卅二世海應、第卅三世隆瑜、第卅四世禪宅、第卅五世先晉、第卅六世範惠、第卅七世信海、第卅八世頼如、第卅九世隆榮、第四十世弘見（明治二年—同七年）、第四十一世義範（佐々木氏、明治七年—同十一年）、第四十二世實因（松平氏、明治十二年—同廿二年）、第四十三世宥性（金剛氏、明治廿三年—同廿六年、明治六年三寶院住職同八年醍醐寺座主トナル）、第四十四世隆基（佐伯氏、明治廿六年—同廿九年）、第四十五世芳勝（船岡氏、明治廿九年七月—同十一年）、第四十六世快運（三神氏、明治三十年—同卅二年、眞言宗長者トナル）、第四十七世教如（瑜伽氏、明治卅二年—同四十二年、智山派獨立第一世管長）、第四十八世宗盛（伊藤氏、明治四十三年—大正六年十月）、第四十九世存良（大江氏、大正七年—同十年）、第五十世範秀（武藤氏、大正十年—同十四年）、第五十一世承天（瀧氏、大正十四年—昭和二年）、第五十二世榮豐（青木氏、昭和二年九月就職）

(完)

昭和九年八月十日印刷
 昭和九年八月廿日發行
 日本宗教講座
 第七回配本

不許複製

編輯發行 株式會社 東方書院
 兼印刷人 代表者 三井品史

東京市神田區一ツ橋通町二
 東京市小石川區久野町一〇八
 印刷所 共同印刷株式會社
 代表者 君島 深

發行所 株式會社 東方書院

電話九段三八四二
 板橋東京六八六一

終